

第12回西和賀町議会定例会

令和3年3月5日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は11名であります。柳沢安雄君から遅刻の旨の届出があり、これを受理しております。会議は成立をしております。

ただいまから第12回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番、高橋和子君、5番、高橋到君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りをいたします。開会に先立ち、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から3月19日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月19日までの15日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。12月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、町監査委員より、地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査の報告と地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告を受けております。その写しをお手元に配付しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳

情は、請願・陳情第14号 私学教育を充実・発展させるための陳情、請願・陳情第15号 女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書、請願・陳情第16号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書の新規3件であります。請願・陳情第16号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書については、会議規則第92条の規定により、請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしました。また、請願・陳情第14号 私学教育を充実・発展させるための陳情書と請願・陳情第15号 女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書については、参考配付とすることにしましたので、ご報告いたします。

本日の定例会に出席を求めました細井町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼林業振興課長・農業委員会事務局長、泉川道浩。6次産業推進監、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高鷹仁。上下水道課長、小林英介。病院事務長、高橋光世。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者

として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長　ここで、細井町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長　おはようございます。令和3年3月議会、今日からスタートでございます。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

私から、行政報告を2件申し上げたいと思います。初めに、西和賀町雪害対策本部の設置について報告いたします。昨年度の記録的な暖冬から一転、今年度は雪の降り始めから大雪となり、湯田地区河尻の積雪は、1月20日時点で195センチ、1月31日に205センチと2メートルを超えたことから、翌日の2月1日に西和賀町雪害警戒本部を設置しました。その後、寒暖の気候に合わせて積雪深は上下を繰り返し、2月24日の午後8時時点での積雪が257センチに達したことから、翌日25日には雪害警戒本部から雪害対策本部に移行いたしました。

町では、これまで除雪作業中の事故防止喚起、独り暮らし高齢者世帯への声がけ訪問、大雪に伴う被害の状況把握に努めてきたところでありますが、町内では除雪中の人身事故が4件発生したほか、家屋や農業施設などでの被害が発生しております。これからの時期は、降雪も落ち着き、雪解けの時期になりますが、引き続き除雪作業中の事故防止の注意喚起に努めていきたいと考えております。

また、例年にない積雪に伴い、雪解けが遅くなり、春の農作業への影響が心配される所であり、また雪解けとともに雪による被害が新たに確認されることも予想されることから、引き続き被害状況の把握に努めるとともに、圃場の小雪対策、農業施設の除雪対策などの取組を

進めてまいりたいと考えております。

続いて、新型コロナウイルス感染症への対応について報告します。政府は1月7日に、首都圏の1都3県を対象に2月7日までの期間、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発令し、13日にはその対象区域に2府5県が追加されました。2月2日には、栃木県を除く10都府県を対象区域とし、2月7日までとしていた緊急事態宣言を3月7日まで延長しております。その後、対象区域の感染状況等の分析、評価により、関西3府県と愛知、岐阜、福岡の6府県が2月末で緊急事態宣言が解除となっておりますが、国内の感染状況等について、引き続きその動向を注視していく必要があると考えております。

町では、緊急事態宣言の発令を受け、1月8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条の規定により、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。13日には、対策本部会議を開催し、県内の感染状況や県の感染防止対策の取組について情報共有し、町の感染予防対策の取組を協議しております。感染予防対策の取組の内容については、町長メッセージとしてチラシを作成し、1月15日に全戸配布し、町ホームページにも掲載したところです。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種への対応についてです。町では、町内の医療機関との調整、接種券配付、接種会場の確保など、ワクチン接種体制を早急に整備するため、2月1日付でワクチン接種の担当課である健康福祉課に職員を1名増員し、取組体制の強化を図ったところであります。新型コロナウイルスワクチン接種については、町内の医療機関の先生方と国や県から示された情報を共有しながら、接種会場や接種方法について協議を進めているところであります。

町民の皆さんには、ワクチン接種に関するお知らせのチラシを2月15日に全戸配布し、3月1日には行政区長さん方などのご協力の下、高齢者施設に入所していない65歳以上の方々に対

し、ワクチン接種の意向調査を実施しているところでは、今後意向調査結果を集計し、ワクチン供給量に応じた集団接種体制の協議を進めてまいります。詳細については決まり次第順次情報提供してまいりたいと考えております。

今後とも、健康福祉課を中心に、役場職員が一丸となって新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいくとともに、町民の皆さんへのワクチン接種を滞りなく実施してまいりますことを皆さんにお伝えし、新型コロナウイルス感染症への対応の報告といたします。

私から、以上行政報告2件であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長 これでは諸報告を終わります。

続いて、日程第4、町長の令和3年度施政方針演述を行います。

細井町長。

町長 本日、ここに西和賀町議会定例会が開催されるに当たり、令和3年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げます。

世界中で猛威を振るった「新型コロナウイルス」は、日本各地でも急速に感染が拡大し、各種集会や地域の大切な行事の中止、家族や親戚と再会できない状況が続くなど、仕事や暮らしに大きな影響を与えた1年でありました。

西和賀町ではこれまで、2名の感染者が確認されましたが、感染の拡大を抑えることができていると思っております。これは、関係する医療機関等の皆さんをはじめ、町民の皆さんの感染症対策への真摯な取組の表れであり、ご協力に感謝申し上げます。

今年の冬は、12月16日に72時間の降雪量が観測史上最大となる144センチメートルに達するなど、記録的な大雪となっております。また、2月24日には、積雪量が2メートル50センチメートルを超えたことから、翌日25日に雪害対策本部を立ち上げ、対応に当たっています。このような中であっても、除雪作業員の皆さんの深夜・早朝からの除雪作業により、町の日常生活の

機能が損なうことなく、維持されています。西和賀町の道路除雪は、他市町村から来られた方々からも称賛されており、改めて除雪作業員の皆さんに感謝申し上げます。

東日本大震災津波から3月11日で10年になります。去る2月13日深夜には、福島県沖を震源とする震度6強の地震が発生しました。

「災害は忘れたころにやってくる」と言われますが、まさに、10年前のあの東日本大震災津波が思い出される大きな揺れでした。

災害による被害を可能な限り少なくするための防災・減災に取り組み、安全・安心なまちづくりに努めなければならないと、改めて決意したところであります。

さて、令和2年度は、第2次総合計画前期4か年計画の第3年度として、計画に掲げるまちづくりの目標の達成に向けて施策を展開してきました。

また、合併後15年目の年度となり、普通交付税の算定の特例終了に伴う減額に対応するため「中期財政計画」を策定しました。今後の地方交付税の交付額の推計の見直しと、町の財政見直しにおける財源不足を分析し、基金活用や投資的経費抑制などの収支改善策を講じることとし、今後の財政運営に道筋をつけたところです。

あわせて、合併協議の調整事項である「老人医療費助成」、「公共温泉施設」、「庁舎」の見直しに着手しました。

「老人医療費助成」については、対象年齢を70歳、給付方式を償還払いに統一することで、制度を見直しました。「温泉施設」については、民間運営による継続を目指し、公募を行ったものの、売却には至りませんでした。今後、地域による運営や温泉施設以外の活用について、協議を進めていくこととしております。「庁舎」については、現行施設の有効活用と耐震補強及び必要な改修を行うこととし、令和2年度は、湯田庁舎耐震改修等工事設計及び老人福祉センター改修工事設計を行ってまいりました。

人口の減少によって、担い手不足や地域活動の衰退などの課題が顕在化してきていることから、持続可能な地域活動を目指し、地域自治組織及び公民館と町とのこれからの在り方について、協議を重ねてまいりました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、若者単身者用住宅の進入路整備工事に着手し、地域主体によるふるさと交流事業、運営体制強化によるユキノチカラブランドの推進、空き家の有効活用に取り組んできました。

また、第2期の創生総合戦略の策定に向けて、これまでの課題や成果を検証し、検討を重ねてきました。

昨年9月末での、岩手県交通（株）の路線バス、盛岡行き「山伏線」の廃止に伴い、10月からは町単独で週3日の貸切りバスの実証運行を行っております。

毎月1日に発行している「広報西和賀」については、令和2年度の岩手県市町村広報コンクールにおいて、読みやすい紙面と内容が高く評価され、広報紙部門で第1位に選ばれ、本年4月に開催される全国広報コンクールに選出されることになりました。引き続き、町民に愛される「広報西和賀」を目指してまいります。

令和3年度は、第2次総合計画前期4か年計画の最終年度であり、目標の達成に向けて着実な取組を展開していくとともに、前期計画の実施状況などを検証の上、後期4か年計画の策定に取り組んでまいります。

また、今年度は、合併から16年目となり、普通交付税の割増し措置がなくなります。さらに新型コロナウイルス感染症の影響により町税等の減少が見込まれることや大規模事業実施に伴って借入れした地方債の償還により公債費の支出が令和3年度から数年は、高い水準で推移していきます。

これらのことから、当面、極めて厳しい財政運営を強いられることは確実です。

このため、令和2年度に策定した「中期財政

計画」に沿った取組を着実に進め、健全な財政運営に努めてまいります。

また、減少する人口や財政規模に見合った施策展開と情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、これまでの取組の評価と課題を十分に分析し、町民の皆さんからご意見を伺いながら、これからのまちづくりの指針となる第2次総合計画後期基本計画の策定を進めてまいります。

後期基本計画の策定に当たっては、人口減少対策、国連サミットで採択された、国際社会共通の目標であるSDGs（エスディージーズ）「持続的な開発目標」への対応、コロナ禍と町民サービスの向上を踏まえた行政デジタル化の推進、新しい地域自治組織の活動推進の方策としての地域計画の策定などを新たな視点として加える必要があると考えております。

総合給食センター及び若者単身者用住宅については、着実に工事を進めることで、教育と移住定住の環境整備に努めてまいります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、関係人口の拡大を目指すとともに、地域産業振興のための地域商社創設や国土交通省の「かわまちづくり事業」の指定を受けて、地域資源を生かした取組を展開します。

さらに、テレワークや空き家バンク等空き家の有効活用による地域のにぎわいづくりなどに取り組むたいと考えております。人口減少対策としての重点施策を計画的に進め、総合計画で目指す持続可能なまちづくりに向けて取り組んでまいります。

昨年9月、岩手県交通（株）からの令和3年3月末をもって路線バスの全面撤退の通告を受けて、急遽、町では、県及び関係機関との協議を重ね、対応を検討してまいりました。特にも西和賀高校生の通学と通院患者の足を確保するために、同社が運行していた路線をほぼそのまま継続させ、4月からは町直営での町民バスを運行し、地域交通を確保してまいります。

健康づくりについては、令和2年度に健康に関する情報をスマートフォンなどの端末でデータを保有する仕組みづくりとなる、岩手県の「健康づくりいわてモデル構築事業」を活用し、西和賀さわうち病院と連携して新たにパーソナルヘルスレコードの構築を図りました。

今年度は、健康づくりのツールとして活用を促進してまいります。具体的には、西和賀さわうち病院が実施している健診の結果に基づく保健指導や健康ウォーキングの推奨など、より身近に健康を意識できる体制づくりに取り組むこととしております。

自治組織と公民館については、各地域における地域自治組織運営、集落支援センターの設置、集落支援員の選任を進め、地域の課題解決に向けた地域活動支援の体制づくりに取り組みます。

以下、令和3年度の基本的な取組について、分野ごとに述べてまいります。

まず、保健医療福祉分野について。

地域福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、令和2年度に策定を終え、今年度はそれぞれの新たな取組の初年度となります。

また、西和賀町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）は、令和2年度に中間評価を行い、これまでの取組状況、成果及び課題について、分析、検討を終えたところです。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、取組等を定める計画として、新たに成年後見制度利用促進基本計画を令和2年度に策定しました。

今後は、策定した計画に基づき、「西和賀町成年後見センター」を設置し、専門職と連携し、成年後見制度の普及啓発、相談や必要な支援につなげるためのネットワークの構築など、包括的な相談支援体制づくりを進めてまいります。

これらの計画と町の健康増進計画まめまめ21や自殺対策計画を一体として、住民福祉の向上、健康づくり、介護予防の取組をさらに進め

てまいります。

また、令和2年度から取組を始めた子育て世代包括支援センターの設置、高齢者の健康づくりと介護予防の一体化の実施に向けた体制づくり、介護人材の確保対策事業に取り組みます。

次に、病院事業であります。現在の医科の常勤医師4人体制は、岩手県全体の医師配置の状況によって流動的な情勢となっております。専門外来の維持や常勤医師の負担軽減を図るため、引き続き歯科を含めて、外部の応援医師の確保に努めてまいります。

また、令和2年度から40床の入院病床のうち26床を地域包括ケア病床に転換し、急性期の治療を終えられた患者さんの円滑な在宅復帰を支援する体制の強化を図ってきたところであります。この取組は入院収益の増加による経営上のメリットも大きかったことなどから、地域包括ケア病床をさらに7床分増やすこととし、現在所要の準備を進めているところであります。

新型コロナウイルス感染症対応では検査体制の機能強化と運用面での向上を図るため、国の臨時交付金を活用して、病院敷地内にコンテナハウス型の簡易陰圧PCR検査室を設置し、発熱外来や新型コロナウイルス感染症などの診療を行う隔離施設として活用していくこととしております。

教育文化についてですが、小中学校の学習環境は、児童生徒への1人1台のタブレット端末整備が実現するなど、大きく変化しております。こうした教育に対する課題やニーズの多様化などに応えるため、教育委員会制度の趣旨を踏まえ、町長と教育委員会がより一層の連携を深め、教育課題を共有し、かつ意見交換を行いながら、町の教育行政の充実に努めてまいります。

保育については、乳幼児期における人間形成に極めて重要な時期に当たることから、生活習慣の基礎を培う保育環境の充実に努めるほか、給食の副食費は世帯所得にかかわらず保護者負担がないよう、引き続き町単独施策として子育て

て世代の支援をしてまいります。

学校教育については、小中学校の英語教育環境の充実のため、引き続き外国人英語講師を2名体制として学習支援を行うほか、各種検定の公費負担、特別支援教育支援員の配置、教員研修等を継続し、児童生徒の学力保障を支援するとともに、新しい生活様式の中でのICTを活用した学びの充実に取り組んでまいります。

また、老朽化した給食施設を統合しての「総合給食センター」の建設、そして給食費の公会計化など、稼働に向けての準備を行ってまいります。

県立西和賀高校については、「西和賀高等学校魅力化支援基金」の活用により、生徒一人一人の目標実現に向けた学習及び活動支援を行います。加えて「西和賀高校と協働した地域人材育成事業」として、同校の生徒確保のため、高校と地域の連携、人材育成を主体とした学びの体制整備を図るとともに、県外生徒の受入れ態勢づくりに取り組んでまいります。

社会教育については、公民館への一括交付金や修繕方針を示し、今後の方向性を地域と協議し進めてまいります。

生涯スポーツについては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、聖火リレーや聖火フェスティバルなどのオリンピック・パラリンピック関連事業に取り組むとともに、スポーツに親しむ機会を創出してまいります。

また、文化創造館の今後の施設運営の在り方についても、引き続き検討し方向性を示してまいります。

次に、産業振興について。

農業の振興であります。「第2次西和賀町農業農村振興プラン」については、現在見直しの最終段階となっており、本年3月中に策定する予定としております。本プランに基づき重点項目について着実に取り組んでまいります。

西和賀町の農業構造は大きく変わってきております。農家数や農業就業人口は大きく減少し

ており、特に販売農家は平成22年の768戸から令和2年の380戸と10年間で半減しております。一方で農地集積が進み大型経営体が増加し、土地利用型では100ヘクタール以上の経営体も現れております。また集約型のリンドウ農家においても販売額が1,000万円を超える農家が増加、畜産においても規模拡大農家が出てきており、様々な分野で経営体の強化が進んでおります。

こうしたことを踏まえ、令和3年度においては、農地集積をさらに加速させるなど経営体の強化を図ってまいります。

また、中心となる経営体だけで西和賀町の農業・農村の維持発展はできないことから、中心経営体をはじめ兼業農家や農家ではない住民も含め集落活動の強化を進めてまいります。具体的には中山間地域直接支払交付金の集落機能強化加算を積極的に活用し、集落活動の活性化を図ってまいります。

6次産業の推進については、産業間連携推進会議を起点とし、町内で生産される農産物を町内で消費・流通するシステムを構築するため、令和2年度を取組で明らかになった成果と課題を踏まえながら具体的な取組を展開してまいります。近年転作作物として生産面積が拡大しているソバの生産量の増加に伴う諸課題について検討し、需要拡大に焦点を当てた対策を実施してまいります。

「西わらび」については、令和2年度に「地理的表示制度登録」申請を行ったところですが、承認後を見据えその活用について検討・準備を進めてまいります。

林業振興については、本町の豊富な森林資源を十分に活用していくため、新たに始まった森林経営管理制度に基づき、森林所有者の所有森林に対する意向確認を行い、町が仲介役となって森林所有者と林業事業体をつなぎ、私有林の集約化と森林整備の推進に取り組みます。また、林業の担い手確保を目的とした森林環境教育の実施と、森林所有者が自ら施業を行う自伐型林

業の推進を目的とした研修や、技術的な指導を実施してまいります。

商工振興については、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者への対策を、引き続き国や県とともに支援してまいります。また、後継者対策、企業支援を推し進めるため、「経営発達支援計画」を商工会とともに策定し、国、県との連携の下取組を進めてまいります。さらに、労働者対策として公共職業安定所と連携するなど、きめ細かな対応を行ってまいります。

観光振興については、新たな観光振興計画を策定し、令和4年度からの事業を推し進めるべく、第1次アクションプランを策定し継続した取組を進め、さらに持続可能な観光地域社会を目指します。

公共温泉施設については、令和元年度から進めてきた「今後のあり方基本方針」に基づき、関係する地域や事業者への説明を尽くしながら、地域への運営移行などを進めてまいります。

次に、生活領域について申し上げます。

防災については、地域の安全を確保するため、「西和賀町地域防災計画」を基に、引き続き、防災訓練や計画的な備蓄を行い、地域防災の向上に努めてまいります。

特にも、依然として新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立たない状況にあることから、避難所における新型コロナウイルス感染予防の対策を徹底するため、感染予防物品を令和2年度に購入したところであります。

令和3年度は、岩手県総合防災訓練が、北上市及び西和賀町を会場に開催される予定でありますので、新型コロナウイルス感染予防を含めた避難所運営訓練などを組み入れ、住民の防災意識の向上を図るとともに、適正な避難所運営体制の構築に努めてまいります。

行政サービスのデジタル化についてですが、国は、この秋デジタル庁を設置します。デジタル庁は、国全体のデジタル化を主導する

もので、全国規模のクラウド移行に向け、今後5年間で自治体システムの統一、標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上を図ろうとするものです。町としても、マイナンバーカードの普及を進めるため、沢内庁舎のみに設置しているマイナンバーカード交付端末を湯田庁舎にも設置するとともに、休日の交付日を設けマイナンバーカードの普及に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として新しい生活様式への対応が求められており、接触感染防止の観点から、町税や水道料金等の納付にキャッシュレス決済を導入し、町民の利便性の向上を図ります。令和3年度中に諸準備を進め、令和4年度からの運用開始を目指します。

公共インフラ施設については、安全で快適な交通環境を確保するため、道路施設点検等を行い計画的に劣化した路面の補修や側溝、橋梁、道路安全施設などの予防保全を実施し長寿命化に努めます。また、町民の冬期間の交通確保のため、除雪体制には万全を期し、その対応に努めてまいります。

道路新設改良事業では、町道下の沢線の危険箇所を改良し拡幅工事を引き続き実施するほか、町道鍵沢線には防雪柵を設置し、通行の安全確保を図ってまいります。

河川改修事業では、河川の適正管理を図るため普通河川巢郷川の河川修繕工事を実施してまいります。

公共交通では、令和元年10月に有償に移行した「町民バス」と実証3年目を迎える「湯けむりタクシー」の継続運行と併せて、昨年10月から実証運行を開始した盛岡行きの山伏線は9月まで実証運行と調査を継続し、今後の在り方を検討してまいります。

また、岩手県交通（株）撤退の対応としては、県民バスの枠を拡大し、通学と地域の足の確保に努めてまいります。

今後も、各種交通事業者との意見交換や、J

R東日本と連携したJR北上線利用促進事業の展開など、公共交通対策に取り組んでまいります。

バスをはじめとした地域交通の在り方については、引き続き県の駐在職員とともに、過疎地域における運行の在り方の調査事業などに取り組んでまいります。

居住環境の整備についてであります。町営住宅は特定公共賃貸住宅、若者定住促進住宅を含め56棟87戸を管理しております。このうち、既に耐用年数を経過した住宅が1戸、長寿命化に基づく改修計画期間内に耐用年数を経過する住宅が46戸あることから、長寿命化計画に基づき、順次、改修工事を進めることとしております。

町営猿橋住宅の改修工事に引き続き、令和3年度は、町営新町住宅の長寿命化を実施してまいります。

上下水道事業については、施設の適正な維持管理に努め、安定的かつ持続可能な経営を目指すのはもちろんですが、一方で合併以後、一度も料金改定を実施していないことから、庁内に料金改定検討委員会を設置し具体的な検討を始めます。

水道事業については、未整備であった水道施設の台帳整備に着手します。管路や浄水場などの設備の状況を台帳化し、長期的な視野に立った計画的な設備更新を実施して水道事業の基盤強化につなげてまいります。

また、農業集落排水事業を含む下水道事業については、国から令和5年度までに公営企業化への移行業務を終えるよう要請を受けています。水道事業と同様の公営企業会計を適用していくとともに、経営、資産状況の正確な把握、弾力的な経営等の実現に向け令和3年度から諸準備を始めることとしております。

総合戦略について。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第2期目の5か年計画がスタートします。第1期にお

ける成果と課題の検証を踏まえ、人口減少対策に係る重点政策を計画的に進め、人口ビジョンの達成による持続可能なまちづくりを目指してまいります。水源地域の財産である湯田ダム・錦秋湖の拠点整備事業として国土交通省の「かわまちづくり事業」に着手し、地域資源を生かした魅力ある観光地づくりによる関係人口の拡大を目指してまいります。

移住定住の促進については、若者単身者用住宅の建設を、令和3年度中の完成に向けて取組を進めてまいります。

地域おこし協力隊については、ふるさと振興、農業、林業、教育分野の隊員を新たに募集します。

以上、一般会計当初予算は、総額78億2,500万円となり、令和2年度の当初予算と比較して11億300万円、率にして16.4%の増額となっています。庁舎等改修事業や学校給食調理場整備事業等の臨時的な支出を除いてもなお、61億5,300万円ほどとなり、令和2年度と比較して、2億3,200万円、率にして3.9%の増額となっております。その要因は、近年実施した大型公共事業に伴う地方債の償還が増額するためであり、これは令和3年度から数年は起債償還額の多い状況が続きます。

地方交付税の交付額に応じた予算規模の調整を図りながらも、住民サービスの維持を最優先とした財政運営に努めてまいります。

最後となりますが、毎年申し上げております岩手県の偉人、「後藤新平」の「自治の三訣（さんけつ）」を述べさせていただきます、所信表明とさせていただきます。

「かねて私のいう自治の三訣（さんけつ）、1、人のお世話にならぬよう（自助）、2、人のお世話をするように（互助）、3、そして報いを求めぬよう（自制）、少年時代から心がけて、これを実行するのであります」。

以上、岩手が輩出した偉人の信念を心に刻み、「町民のために役立つ行政」に誠心誠意臨んで

まいりたいと考えております。

議会議員の皆様並びに町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、所信表明といたします。

ただいまの私の方針演述について、間違いが1か所ありましたので、訂正させていただきます。バス交通のところで、岩手県交通撤退の対応としては、「県民バスの枠を拡大し」というふうに私が申し述べましたが、これは間違いでございまして、「町民バスの枠を拡大し」ということで、「県民バス」を「町民バス」というふうに訂正しておわびを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これにて町長の施政方針演述を終わります。

ただいまの町長の施政方針演述に対する一般質問がありましたら、8日月曜日の午前9時までに通告をお願いします。

なお、今回の一般質問の通告は、ただいまの施政方針演述に対する質問の通告のみとなりますので、これにご留意願います。

続いて、日程第5、教育長の令和3年度の教育方針演述を行います。

柿崎教育長。

教育長 皆さん、こんにちは。19日までの長い間になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから教育方針演述をさせていただきます。

日頃より本町の教育行政の推進に関しまして、議員各位をはじめ、学校・保護者・地域の多くの皆様から、力強いご支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。

本日、ここに「西和賀町議会定例会」が開催されるに当たり、令和3年度の教育行政推進の概要について申し上げます。

教育委員会は、「未来を拓き 地域を愛する人を育てるまちづくり」を基本目標に掲げる「西和賀町教育振興基本計画」に基づき、その実現のため、「生涯学習」、「学校教育」、「生涯スポ

ーツ」、「歴史や文化」の4つの分野ごとに定める基本方針の下、教育行政施策の具体的な取組を進めてきたところであります。

令和2年度は、当初予定していた多くの事業や取組が、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、注視や規模縮小を余儀なくされる状況でありました。町民相互の学びの場やスポーツ活動の場の縮小と縮減、学校と保護者・地域の方々との交流の場が制限されるなど、教育を通して期待する多くのことを十分に達成することができない1年でした。

そのような中ではありましたが、感染予防対策を取りながら、関係する多くの方々のご協力とご支援をいただき、徐々に成果を上げてきたところです。

「生涯学習関係」では、各地区で「町民教養講座」を開き、沢内風土記の読み合わせを行うことにより、参加者とともに、郷土に対する思いを深めることができました。また、男女共同参画を目的とした避難所運営ゲームHUG（ハグ）では男女相互の意見を聞き合い、まとめることの大切さを実感していただきました。そして町内巡り、七宝焼き等の作品作り、講演会や演劇の鑑賞等の高齢者を対象とした「ほのぼの学園事業」の開催では、多くの学びと笑顔を取り戻すことができました。さらには、文化創造館の避雷針の設置など、施設の改修や修繕を行ってまいりました。

「学校教育関係」では、感染防止対策をしながらの教育振興活動、各保育所（園）・学校での行事の開催、児童・生徒たちの学びの保障を目的とした保・小・中・高の連携によるジョイントスクール等、できることを重ね、学びを止めない活動を行ってまいりました。このような皆様のご協力で、子供たちは落ち着いた学習活動と生活を送ることができました。さらには新型コロナウイルス感染者に対する誹謗や中傷への警鐘と、医療従事者への感謝の気持ちを伝えるために、沢内中学校では「シトラスリボンの贈

呈」を行い、様々な人の心に感動を生み、共に困難を乗り越えようとする機運を高めることができました。ほか、「GIGAスクール構想」に伴う校内LAN等のネット環境の構築や、総合給食センター建設などの教育環境整備にも取り組んでまいりました。

このようにコロナ禍に翻弄された令和2年度ではありましたが、多くの成果を累積することができました。これらの成果を、これからの教育課題解決に向けた糧とし、より質の高い教育活動の創出へとつなげていきたいと考えております。

令和3年度は、児童・生徒への1人1台タブレット端末整備が実現するなど、ICT活用による小中学校の学習活動も大きく変わろうとしております。また社会生活では引き続き「With（ウィズ）コロナ」という状況の中、物理的に人と人の距離を置くことを求められることが予想されます。リモートワーク、デジタル化の推進、失業問題、心の病の増加等の社会の要請や変化が子供たちを含めた住民の方々にも与える影響は無視できない状況が続くと思われま

す。そこで、教育の立場から、「生きる力を育み、人と人の心の絆と町民の一体感を作る」ことを使命として、教育行政を推進してまいりたいと思います。

それでは4つの基本方針に沿って、令和3年度の教育行政における具体的な方向性について、述べさせていただきます。

初めに、「生涯学習の推進と環境づくり」についてです。

町民が自ら学ぶ学習機会の保障としての「自主的学習」と現代的課題及び本町の地域課題の解決を図るために行われる「社会教育」の両面から、実施目的を明確にして事業を展開してまいります。

まず、「自主的学習」においては、今年度も「町民大学講座事業」や「高齢者大学講座事業」などを継続的に実施し、町民の学習意欲の高揚と

学びを支援してまいります。読書推進では、令和2年度末に策定予定の「第2次西和賀町子ども読書活動推進計画」に基づいた活動と、子供たちや町民が期待する新刊図書の購入、図書室の整備により、充実を図ります。あわせて読書ボランティアによる読み聞かせ活動や読書活動の啓発事業を行い、指標達成に向けて計画的に展開してまいります。

次に、「社会教育」においては、町民のニーズに応じながら引き続き「まちづくり出前講座」を中心に生活に役立つ事業を推進してまいります。特にデジタル化が急激に浸透している現在、町民の方々にもICT機器等をより有効に使えるようになるための「情報教育」を推進し、若い世代から高齢者まで、情報機器の使用について少しでも「困り感」を抱かせない学習の場の提供を進めてまいります。

地域の教育力向上につながる「教育振興運動」については、令和4年度に設置が求められている「コミュニティ・スクールの導入」と関連づけ、生涯学習の活動の基盤となる組織・役割の再構築を推進してまいります。

次に、「未来を担う子どもたちの生きる力を育む学校教育」についてです。

町の未来を担う子供たち一人一人に「確かな学力」を定着させ、知・徳・体の3つの調和が取れた「生きる力」を育む教育を充実させていくことが重要です。

また、岩手県教育委員会から打ち出された「新たな県立高等学校再編計画・後期計画」に示されたように、学校と行政が連携し、地域や地域産業を担う人づくりも視野に入れた、保・小・中・高の切れ目のない円滑な教育も大切になります。

さらに、コロナ禍の中、西和賀の子供たちが学びを止めないために、GIGAスクール構想により導入されるタブレット等の端末機を含むICTを活用し、課題解決のための資質・能力を育て、これからの社会の中で力強く生きてい

くための教育が大事となります。

そこでまず「知」に関しては、児童・生徒が学びを通して「何ができるようになったか」を指標として、思考力・判断力・表現力など、そしてそれらの力を活用できる実践力の向上に努めてまいります。

そのために、全国学力・学習状況調査や県学習定着度状況調査等、諸調査の結果を分析し、「いわての授業づくり3つの視点」を取り入れた授業改善に取り組みながら、各校の実態に応じた学力保障対策を進めてまいります。今後も、各種検定への支援やICTを活用した対面での授業及び遠隔授業等のスキルアップを期待する教員研修の支援を行い、児童生徒の学力保障をさらに確かなものにしてまいります。

さらに、グローバル化に対応するために、学校教育における英語学習の充実を図ります。英語助手の2人体制を継続し、教科「英語」等の学習支援、西和賀町公営塾による英会話教室「にしわがEーカフェ」、保育所における英語助手訪問による、英語になれ親しむ環境づくりを継続してまいります。また、個々の児童・生徒への指導、支援を充実させるために、引き続き特別教育支援員を各学校に配置するとともに、中部地区の特別支援教育を担っている花巻清風支援学校との連携も図りながら、支援が必要な子供たちに対する学習の機会を損なうことのないように配慮してまいります。

次に「徳」についてです。これまでも各学校では「いじめ」ゼロに向けての取組を行ってまいりましたが、コロナ禍における現状を鑑みて「誹謗・中傷の無い生活」に向け、教育活動全般を通して、より一層「人権教育」に力を入れていきます。

また、「総合的な学習の時間」、西和賀の自然や人々の暮らしに触れる「活動と教科」を通して、他者理解を深め、相手を尊重する感性と実践力を育てていきます。そして人々や社会のために役立つことを実感でき、自分が価値ある存

在であることを認識できる学習を推進してまいります。

3つ目の「体」に関しては、「運動習慣・食習慣・生活習慣」の一体的な取組の推進を図ります。

「希望郷いわて元気・体力アップ60（ロクマル）運動」をキャッチフレーズにした60分以上の運動と各種スポーツ団体と連携した運動習慣の推奨、町内に配置された栄養教諭及び調理員等による食育指導の充実、そして家庭や地域、及び医療関係・福祉関係等と連携した西和賀町学校保健会への活動支援を行います。

また、コロナ禍にあっては、児童・生徒の活動が制限され、心身に及ぼす影響が大きくなっていくと思われまふ。教育相談の充実と、各種健康調査の分析及びその対策を講じ、児童・生徒の心と体の健康管理についても配慮してまいります。

こうした取組の推進に当たっては、教職員がゆとりを持って児童・生徒に向き合う職場環境の整備が必要です。長時間勤務の改善及び業務負担の軽減を図るために導入した「統合型校務支援システム」を有効に活用し、その効果を検証しながらさらなる改善を図ってまいります。また、中学校においては教職員が、学習支援や教育相談等について生徒と関わる時間を確保するため、「部活動指導員」を配置します。さらに令和3年度中に完成予定の「総合給食センター」の運用と併せ、給食費の公会計化に向けた検討を行い、よりよい職場環境の改善を図ってまいります。

次に西和賀高校の魅力化について申し上げます。

令和3年度は、今までの語学研修をはじめとする学習支援や、遠距離通学生のための副食費支援等を継続するとともに、生徒の県外募集に取り組みます。西和賀町のみならず、全国的に課題となっている少子化対策の一環として取り組むことはもちろん、この町の産業を担い発展

させ、西和賀の魅力を発信できる人材の発掘と育成を目指して取り組みます。

以上、ここに生まれ育った子供たちが、各保育所（園）、各小中学校、そして西和賀高校での18年間のキャリアを積むことで、西和賀町に誇りを持ち、西和賀町について語り、グローバル化の進む社会でも「堂々と生き抜ける人材を育て上げる」ことを使命として、関係機関と連携を図りながら取り組む所存です。

続いて、「誰もが参加できる生涯スポーツの振興」についてです。

スポーツの振興では、町民が生涯にわたり多様な形でスポーツに親しむことができる「健康で活気あふれるまちづくり」を目指し取り組んでまいります。特に高齢化が進む本町において、健康を維持するためには身体を動かす機会を設けることが重要です。

そこで今年度は、ニュースポーツ等いつでも気軽にスポーツに取り組むことのできる環境を整え、運動する機会を増やす取組を推進してまいります。また、スポーツに関わる各種競技団体への活動支援と連携強化を図り、町民が様々な競技に触れ、それぞれのスポーツのすばらしさに気づく取組をしていくとともに、世代間交流を図る取組をしてまいります。

この夏に延期された「東京オリンピック・パラリンピック」の関連事業については、今後の動向を注視しながら、将来を担う子供たちに夢や希望を持たせる活動を支援してまいります。

最後に、「地域の歴史や文化の継承と創造」についてです。

文化芸術は心豊かな生活を実現していく上で欠かせない活動であり、この地の歴史や文化は、西和賀町への愛着と誇りを形成し「生きる」ための心のよりどころとなっております。今後も、町民が文化芸術活動に親しむことができるよう、文化芸術団体などと連携しながら発表の場を提供し、伝承・保存に努めてまいります。

その拠点となる「文化創造館」を、演劇活動

の中心的な場と位置づけながらも、町内の方々はもちろん、町外から訪ねてきた方々に対しても、西和賀町の歴史・文化、そして自然等、様々な町の魅力を発信する場、とする試みに取り組みます。そして、「ここに住む方々、訪ねてきた方々が気軽に足を運ぶ場所・寄りたい場所」と位置づけ、町民にとって必要とされる施設としての在り方を引き続き検討してまいります。

以上、令和3年度教育行政の具体的な方向性について申し上げました。長い歴史の中で培われてきた文化や伝統を大切にし、ふるさとに誇り・愛着・感謝の心を持つ人材の育成に取り組むことにより、「未来を拓き 地域を愛する人を育てるまちづくり」の実現に努めてまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。これで教育方針演述を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これにて教育長の教育方針演述を終わります。

ただいまの教育長の教育方針演述に対する一般質問についても、8日月曜日の午前9時までには通告をお願いいたします。

また、この一般質問の通告についても、ただいまの教育方針演述に対する質問の通告のみとなりますので、これにご留意願います。

ここで11時25分まで休憩します。

午前11時13分 休 憩

午前11時25分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第6、令和3年度予算議案上程を行います。

議案第30号 令和3年度西和賀町一般会計予算について、議案第31号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、議案第32号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第33号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計予算について、議案第34号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計

予算について、議案第35号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第36号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、議案第37号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について、議案第38号 令和3年度西和賀町水道事業会計予算について、以上令和3年度予算議案9件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程となりました議案第30号から第38号までの令和3年度の当初予算について提案理由を申し上げます。

提案の予算は、議案第30号 令和3年度西和賀町一般会計予算について、議案第31号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、議案第32号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第33号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計予算について、議案第34号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計予算について、議案第35号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第36号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、議案第37号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について、議案第38号 令和3年度西和賀町水道事業会計予算についての9会計予算であります。

各予算は、地方自治法第211条第1項の規定により、また病院事業会計予算及び水道事業会計予算では併せて地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和3年度の一般会計予算は、令和2年度当初予算と比較し、庁舎等改修事業7億6,076万3,000円、学校給食調理場整備事業6億2,507万9,000円、若者単身者用住宅建設事業1億1,547万2,000円等の増により、前年度比11億300万円、16.4%増の78億2,500万円となっております。

ります。病院事業会計及び水道事業会計を除く一般会計と特別会計の予算の合計額は104億9,265万円となり、前年度の当初予算と比較して12億6,560万円、13.7%の増額となっております。

次に、町立西和賀さわうち病院事業会計であります。令和2年度から運用を行っております地域包括ケア病床による入院収益の増などにより、一般会計からの繰入れである他会計補助金は前年度より4,260万円余り少ない1億7,259万8,000円となり、収益全体では前年度を431万9,000円下回る9億1,475万8,000円の予算額となりました。一方、支出においては、給与費が2,000万円ほど増加となったものの、材料費や委託料、減価償却費などの減により、費用合計でも前年度を1,382万6,000円下回る9億8,565万1,000円となり、この結果令和3年度は7,089万3,000円の赤字予算となっております。また、資本的収支予算につきましては、収入、支出、それぞれ5,480万2,000円となっております。

次に、水道事業会計については、地方公営企業法の全部適用事業として、公営企業会計に移行して3年目の予算となります。令和3年度当初予算において、収益的収支については、収入3億5,857万3,000円、支出3億9,758万円となり、3,900万7,000円の赤字予算を計上せざるを得ない状況となっております。ただし、支出には資金の移動を伴わない減価償却費として2億6,353万2,000円を計上しておりますので、事業運営において資金不足に陥ることはありません。一方、資本的収支については、収入2億8,157万3,000円、支出4億4,413万6,000円となり、資本的収入が資本的支出に対し不足する1億6,256万3,000円については、当年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

予算の大要については、企画課長、病院事務長及び上下水道課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう

お願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私から令和3年度当初予算の概要について説明を申し上げます。

国の令和3年度の地方財政対策の概要では、地方交付税などの一般財源は交付団体ベースで前年度を上回る額を確保するとし、令和2年度に対し、5.1%の増額となっております。

今後の町の財政見通しであります。歳入面では人口減少による町税の減収が予想され、令和3年度は合併による普通交付税の割増し措置がなくなることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、町税等のさらなる減額が見込まれることと、さらに近年の大規模事業実施に伴って借入れした地方債の償還に伴い、公債費の将来負担比率は今後高い比率で推移していくことから、当面は極めて厳しい財政運営を強いられることが確実となっております。このため、令和2年度に策定した中期財政計画に沿って着実に取組を進め、より一層健全な財政運営に努めてまいります。

令和3年度当初予算の編成に当たっては、特殊な要因を除き、歳出全体の抑制を図り、限られた財源、資源、マンパワーの中で、西和賀町総合計画で目指す町の将来像の実現を基本とし、事業の必要性、効果性、効率性を考慮するとともに、令和3年度からスタートする第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点施策に取り組むための予算編成を行ったところであります。

それでは、議案書に基づいて説明を申し上げます。

議案第30号 令和3年度西和賀町一般会計予算についてです。予算書の1ページを御覧ください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。当初予算総額を歳入歳出それぞれ78億2,500万円とし、前年度比では11億300万円、16.4%増となっております。款項の区分及び当

該区分ごとの金額は、2ページから8ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条には、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関して定めております。具体的には9ページから10ページの第2表、地方債のとおりで、発行額を17億2,740万円とし、前年度比11億1,040万円、180%増とするものであります。

第3条には、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めるものであります。

第4条には、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、第1号に示すとおり、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をするものであります。

予算書11ページをお開きください。このページ以降は、予算に関する説明資料で、歳入歳出予算事項別明細書の総括表であります。歳入歳出それぞれに、科目別に前年度予算の対比で見ることができます。前年度対比で増額となった主な歳入科目は、地方消費税交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、寄附金、諸収入、町債となり、減額となった主な科目は、町税、環境性能割交付金、県支出金であります。

13ページになります。一方、歳出で増額となった科目は、総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、教育費、公債費であり、その他の科目は減額となっております。

14ページからは、款、項、目、節、細節の説明となっておりますが、別冊の予算説明資料と併せて後ほど御覧ください。

174ページからは給与費明細書、181ページは継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行

状況等の調書であります。

182ページからは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、184ページは地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。当該年度末現在高の見込みにつきましては、88億7,746万8,000円とするものであります。

185ページには性質別予算の状況を、186ページには歳出予算について款、項ごとに節別の集計額を掲載しております。

次に、議案第31号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてです。1ページをお開き願います。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ6億1,699万2,000円とし、前年度比では保険給付費の増により1億2,532万9,000円、25.5%増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから4ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条については、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、一般会計予算に定めた内容と同様に人件費に係る流用と保険給付費に係る流用に関して定めるものであります。

予算書5ページ以降は、一般会計と同様に予算に関する説明資料を掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。以下、病院事業会計及び水道事業会計を除く特別会計についても同様であります。

次に、議案第32号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてです。1ページを御覧願います。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金

額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ9,449万円とし、前年度比では後期高齢者医療広域連合納付金の増により348万1,000円、3.8%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

次に、議案第33号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の保険事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ13億8,749万9,000円とし、前年度比では介護給付費の増により1,206万円、0.9%増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

また、介護サービス事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ1,272万2,000円とし、前年度比では介護予防支援事業費等の増により58万9,000円、4.9%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、26ページから27ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

戻って、1ページになります。第2条には、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、これも一般会計同様、人件費に係る流用と保険給付費に係る流用に関して定めるものであります。

次に、議案第34号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ4億974万1,000円とし、前年度比では施設管理費等の増により651万5,000円、1.6%

の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条には、継続費の経費の総額及び年割額を定めており、4ページの第2表、継続費のとおり、総額を3,619万円とし、令和3年度から令和5年度までの3年間とするものです。

第3条につきましては、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関して定めております。具体的には、5ページの第3表、地方債のとおりで、発行額を9,660万円とし、前年度比520万円、5.7%の増とするものであります。

第4条では、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第5条では、歳出予算の流用について一般会計同様、人件費の流用に関して定めるものであります。

19ページ、地方債の当該年度末現在高の見込額ですが、これを27億8,314万4,000円とするものであります。

次に、議案第35号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めており、今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ4,989万7,000円とし、前年度比では施設管理費等の減により281万4,000円、5.3%の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条につきましては、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものであります。

9ページ、地方債の当該年度末現在高の見込額ですが、これを3億7,685万1,000円とするものであります。

次に、議案第36号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてです。1ページをお

開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ9,630万6,000円とし、前年度比では温泉施設管理費等の増により1,743万8,000円、22.1%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条につきましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

次に、別冊の予算説明書について説明を申し上げます。2ページから8ページまでは歳入歳出予算の状況、それから地方交付税、地方債残高等の推移をグラフ表示した資料でございます。9ページから10ページは、地方消費税交付金及び入湯税の用途に関する資料でございます。11ページから12ページは町の総合計画で示しているまちづくり基本方針、基本施策ごとの事業費と主要事業を区分したものでございます。

13ページからは、主要事業の概要説明であります。目次にもありますとおり担当課ごとに編集をさせてもらっております。

以上、大要説明につきましては予算書及び予算説明書の見方を中心とした説明になりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 引き続き私から、ただいま上程されました議案第37号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算の大要について申し上げます。

令和3年度は、新病院になって実質7年目に当たります。前年度から導入した地域包括ケア病床ですが、町内の民間医療機関からの紹介患者や介護施設からの患者受入れ、また町外の急性期病院からの転院患者の受入れなど、これまで地域において当院が果たしてきた病床機能と

いうものがより強化される結果となっております。収益も含めて、私たちの予想を超える成果がもたらされております。

一方、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症ですが、コロナに始まってコロナで終わろうとしている令和2年度同様に、新年度も当分の間はコロナ対応に相当な労力と時間を費やす必要があるものと思っております。とりわけ早ければ今月中にも始まる医療従事者等へのワクチン接種やその後に計画されている高齢者等への接種、そして一般の方への接種まで、本町における集団接種、個別接種には、当院が中心的な役割を果たしていく必要があることは言うまでもありません。恐らく新年度は、ワクチン接種に注視せざるを得ないだろうと覚悟をしているところであります。

こうした中での新年度の予算編成でありましたが、前年度からの地域包括ケア病床の導入による増収効果は明らかで、入院患者数の増減という不安定要因を抱えながらも、収益面では積極的な数字を計上しているところであります。

それでは、予算書に基づきましてご説明申し上げます。予算書1ページをお開きください。第2条では、業務の予定量を定めております。病床数は、医療法上と言う一般病床40床で変わりありませんが、このうち33床は地域包括ケア病床として届出を行っているものであります。年間患者数は、入院が前年度と同じ1万220人、外来は内科と歯科合わせて前年度より1,344人少ない2万7,978人とし、年間見込み患者数を3万8,198人としております。成人病検診、人間ドックは、前年度より10人少ない310人を予定しております。主な建設改良事業は、医療機器等整備事業に708万6,000円を予定しております。

第3条は、経営部分に当たる収益的収入及び支出の予定額となります。病院事業収益9億1,475万8,000円に対し、病院事業費用は9億8,565万1,000円を見込み、収支差引きでは

7,089万3,000円の欠損金が生じる見込みであり、当年度もいわゆる赤字予算となっております。

2ページです。第4条では、資本の整備に当たる資本的収入及び支出の予定額を定めております。資本的収入支出の総額、それぞれ5,480万2,000円としております。

第5条は、企業債につきまして、医療機器等整備事業に400万円を限度額として定め、起債の方法については証書借入とし、利率を5%以内と予定するものです。

第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものです。

第7条では、病院事業会計の弾力的運用を図る観点から、医業費用と医業外費用との間で予算流用ができる旨を定めておくものでございます。

第8条には、職員給与費と交際費について、議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めております。

第9条には、他会計からの不採算地区病院の運営に要する経費等として、繰り出し基準による病院事業会計への補助を受ける金額を1億7,259万8,000円とするものであります。

第10条には、診療材料、薬品等の棚卸資産の購入限度額を定めております。

収益的収支予算と資本的収支予算の詳細につきましては、予算審査の際にご説明させていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

以上で予算の大要について説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 先ほど上程になりました議案第38号 令和3年度西和賀町水道事業会計予算の大要について、私のほうからご説明をいたします。

水道事業の使命は、言うまでもなく水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとも

に、水道の基盤を強化することによって清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするものであります。しかしながら、人口減少により料金収入の減少や老朽化していく設備の更新などへの大規模投資の時期が到来し、水道事業の運営は全国的に見ても非常に厳しい時期を迎えているのは周知のところではあります。このため、安定した水道事業を持続していくためにも、料金の値上げは避けて通れないと認識しておりまして、庁内に検討委員会を設置し、具体的な検討を始めていきたいと考えています。

同時に、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、新しい生活様式への対応が求められており、接触感染防止の観点からキャッシュレス決済を導入し、町民の利便性の向上を図ることとしており、この事業については令和4年度からの運用開始を目指します。

また、未整備であった水道施設の台帳整備に着手します。管路や浄水場などの設備の状況を台帳化することで、長期的な視野に立った計画的な設備更新が可能になるなど、水道事業の基盤強化につなげていきます。

本町の水道事業は、設備的にも財政的にも脆弱ではありますが、今後の経営基盤を強化していくためには、企業職員として自覚をより一層持ち、業務改善を行いながら収支の改善に取り組む必要があると日々感じているところです。

それでは、予算書に基づきご説明します。

予算書の1ページをお開きください。第1条では、令和3年度西和賀町水道事業会計の予算は、次に定めるところとし、以下第10条まで定めるものです。

第2条では、業務の予定量を定めており、給水戸数2,242戸、年間総配水量65万2,231立方メートル、1日平均配水量1,787立方メートル、主要な建設改良事業として施設台帳作成業務委託ほか3,764万7,000円を予定しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を

定めており、収入となる水道事業収益は3億5,857万3,000円、支出となる水道事業費用は3億9,758万円を予定しており、3,900万7,000円の費用超過予算となっております。

2ページをお開きください。第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入は2億8,157万3,000円、資本的支出は4億4,413万6,000円を予定しており、1億6,256万3,000円の費用超過予算となっております。

第5条では、継続費の総額及び年割額を定めており、建設改良費において令和3年度から令和4年度までの2か年をかけ、施設台帳の整備を行う予定としております。

3ページを御覧ください。第6条は、企業債について定めており、施設台帳作成業務委託ほかの事業に充てるため、限度額を3,680万円とし、証書借入れの方法にて行い、利率は年5.0%以内と予定するものです。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

第8条は、予定支出の確保の経費の金額の流用について、水道事業会計の弾力的運営を図るため、営業費用と営業外費用との間で予算流用ができる旨を定めるものです。

第9条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものです。

4ページをお開きください。第10条では、企業債支払い利息等の費用に充てるため、一般会計から補助を受ける金額1億7,923万5,000円と定めるものです。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細については、予算審査の際に改めてご説明をしたいと思います。

以上で水道事業会計予算における大要についての説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 これにて提案理由の説明を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 零時02分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第7、予算審査特別委員会設置を議題とします。

お諮りいたします。議案第30号から議案第38号までの令和3年度の予算議案については、議長を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第38号までの令和3年度予算議案については、議長を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

については、その運営を図る委員長及び副委員長の選任であります。どのような方法で行うかお諮りいたします。

高橋到君。

5番 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任においては、指名推選により行いたいと思いますので、皆さんにお諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君より予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選によって行いたいとする旨の動議が出され、所定の賛成を得て成立しております。

お諮りします。予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに決定しました。

については、どなたを指名推選されるのかご発言をお願いいたします。

高橋到君。

5番 委員長には淀川豊君、副委員長には高橋宏君を推薦したいと思います。皆さんにお諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君より、委員長には淀川豊君、副委員長には高橋宏君の推薦がありましたが、そのように決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、委員長には淀川豊君、副委員長には高橋宏君が選任されました。

ここで、委員長及び副委員長の挨拶を求めます。

淀川豊君。

10番(委員長) ただいま令和3年度予算審査特別委員長に選任をいただきました淀川豊でございます。与えられた委員長の仕事を一生懸命務めてまいりたいと思いますので、皆様方にはよろしくお祈りを申し上げたいというふうに思います。

令和3年度は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略あるいは中期財政計画など、各種計画の初年度、スタートの年となります。また、若者住宅、庁舎の改修工事等が行われる西和賀町にとっては、重要な1年になるというふうに思っております。

皆様方から町民目線で慎重審議をいただきまして、令和3年度予算が決まりますよう、議員各位、町長をはじめ当局の皆様方のご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

議長 高橋宏君。

8番(副委員長) ただいま予算特別委員会副委員長にご指名いただきました高橋宏です。委員長をサポートし、円滑な予算審議が行われます

よう皆様のご協力をお願いし、私からの挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

議長 委員長と副委員長は自席にお戻りください。

続いて、日程第8、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い、西和賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を令和3年2月13日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、新旧対照表を御覧ください。第18条第1項の防疫作業手当に規定している新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことに伴い、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改め、改正文の附則において、施行期日を新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行日の令和3年2月13日とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第9、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、西和賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例を令和3年2月13日に地方自治法179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、新旧対照表を御覧ください。第4条の2第1項の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に規定している「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」の規定が削られたことに伴い、「新型コ

コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に改め、改正文の附則において、施行期日を新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正の施行日の令和3年2月13日とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
高橋和子君。

4番 先ほどの承認したのもそうなのですが、このコロナの種について、最近随分感染ルートとか、型が変わっているというふうなことなのですが、これは初期のほうのコロナの種だけなのか、今後もどんどん変わってきて、いろいろな影響を及ぼしてくるのかなと思います。その辺は何か。それはそれとして、当初としては、こういう中華人民共和国からWHOにというふうなルートのコロナの種でいいのかというような、その辺はどういうふうにお考えになっておられるのかお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今回の変異株のところまで含まれるかというようなお話だったかと思うのですが、まず今回の改正につきましては、これまでのコロナウイルス感染症という定義が今までは新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定されていたものが、その中の附則のほうにこれまでは規定をされていたところ、その部分を今回改正になりましたということになって、それに伴っての改正になります。ですので、まずその新型コロナウイルス関係はそのまま一くくりとしての考え方でいっているものと認識しております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第10、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第9号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第3号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第9号）の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び西和賀町持続化給付金給付事業への対応に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年1月29日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ892万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億3,770万5,000円とするものであります。

初めに、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。4款1項2目予防費572万

1,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する経費になります。内訳は、会計年度任用職員の雇用に係る経費として、1節報酬10万8,000円、4節共済費1万9,000円、8節旅費1万1,000円になります。10節需用費85万3,000円は、消耗品費及び印刷製本費になります。11節役務費28万2,000円は、通信運搬費になります。12節委託料の444万8,000円は、健康管理システム新型コロナウイルス設定改修業務委託料として38万5,000円、ワクチン接種券作成発送業務委託料として133万6,000円、ワクチン接種予約等コールセンター業務委託料として175万6,000円、ワクチン接種業務委託料として91万1,000円、審査支払業務委託料として6万円になります。

7款1項2目商工振興費320万6,000円の増額は、西和賀町持続化給付金給付事業の持続化給付金申請に対応するものであります。

次に、6ページの歳入でございます。12款1項1目地方交付税、普通交付税320万6,000円の増額は、歳出に合わせ財源調整するものであります。

16款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金91万1,000円及び2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費481万円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する国の負担金、補助金を歳入として見込むものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 この持続化給付金ですけれども、これは何件の申請に対する金額なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ただいまのご質問については私のほうからお答えをさせていただきます。

この西和賀町版の持続化給付金事業につきましては、本年の1月31日までが締切りといったことで、昨年から継続して申請を受け付けていたものでございます。最終的に予算に対してトータル的な申請額がオーバーしたものでありますので、その部分について補正をさせていただいたということでございます。申し上げますと、トータル的には115件の申請がございまして、内訳としましては法人36事業者、個人79事業者からの申請です。上限としましては、法人については90万円、個人は60万円ということになってはいますけれども、あくまで国の持続化給付金を差し引いた中での支給となりますので、満額といったことではありませんので、端数が出ているといった状況でございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 この新型コロナ関係のことでしたけれども、3月1日、65歳以上の方に配付したのも今回のこの予算に入っているのか、その辺お伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 3月1日の65歳以上の方々に、在宅にいらっしゃる方々にはがきで返していただくような形でワクチン接種希望の接種の部分が今回の予算のほうに含まれているかというご質問だったと思うのですが、1月29日の専決でというときに、その際には3月に発送するのに向けてそれぞれ委託費ということで、65歳以上の方々に3月中にワクチンの接種券と、それから予診票を発送できるような形でということで、当初国のほうから示されたスケジュールで予算を置いたものになります。その後、町の中で実際65歳以上の方々がコールセンターに電話をかけてきながら、予約ができる状況なのかなというのを皆さんからご意見をいただきながら

検討したところ、やはりちょっとなかなか自分から電話をかけるというのは難しいかなということで、その後課内のほうで接種希望を事前に取りするというふうにしたほうがいいのかという話合いになりまして、予算の部分を少し流用しながら活用して、うまく郵送の分を有効に使いたいということで今実施をしているところになります。

実際のところ、もう既にスケジュールがちょっとずつ押してしまっていて、65歳以上の方々の郵送についても町のほうでは今3月下旬にするか、4月上旬にするかというところを今予算と、それからスケジュールを見ながら検討して、もしかするとその分予算を繰越したとかというところも含めながら検討を進めているところになります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 ありがとうございます。

私確認したかったのは、要するに今回は区長さんをお願いして、区長さんはまた班長さんたちをお願いするかもしれないですけども、確認をどういう形で取るかということと、果たして全ての65歳以上の人たちに渡るかというところちょっと心配なのですけれども、その部分からいうと郵送のほうかということもあるのですけれども、考え方としてはどういうことだったのですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今回郵送ではなくて、区長さんのほうをお願いしたところのお話でよろしかったでしょうか。健康福祉課のほうでは、今回郵送をするか、それとも区長さんに配付するか、それから保健委員さんをお願いをするかということで、いろいろと内部で協議したところになります。限られた予算の中で、その郵送というところではちょっと難しいのかなというところがまず一つ判断したところなんです。というのは、返信としてはがきで返してもらおうというところ

にも郵送料がかかりますので、その分を含めてちょっと往復として、経費が限られた予算というところでなかなか難しいなと判断をしたところになります。そしてあと、保健委員さんと、それから区長さんでという話になったときに、やはり区長さんのほうが地域住民の方々の異動だとか、それから不在だとかというところをご理解していただいているのが区長さんかなと思っていて、今回は区長さん、それから班長さんをお願いをして、郵送ではなく、そういう形をお願いをしたところになります。実際はその後、今それぞれの区や班長さんから不在ということで返ってきたものに関しましては、まず長期で入所していらっしゃる方では、その方々についてはまた施設のほうで受診できるという判断をしまして、娘さんのところにいるだとか、遠方にいらっしゃるという方に関しては郵送で今現在対応しているところになります。

議長 刈田敏君。

1番 ということは、経費をかけないように区長さんをお願いしたということによろしいですか。区長さんとかの負担も大きいと思いますし、最終的に本当に行き渡るかというあたりのところまでいくと、その辺は考えてやったのでしょうか。漏れなく行くような方策でなければならないと思いますし、予算がないというわけではないと思うので、その辺は今後やっぱりきちっと確認しないと大きくなるのだと思いますけれども、いかがですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今回のケースにつきましては、国のほうから示された時期もありますし、限られた時間の中でいろいろとどのように65歳以上の方々のワクチン接種の体制をうまく取れるかということで考えた次第であります。今健康福祉課でもその戻ってきた通数については、必ず65歳以上の方々に届くような形で配慮をしているところになりますし、長期で施設に入所していらっしゃる方々については、希望というわけでは

なく、その後に全員に接種券とか、それからクーポン券が届きますので、そちらのほうでまず接種のほうを進めたいと考えているところになります。

今回区長さんのほうにお願いする際には、ふるさと振興課長さんのほうのご協力をいただいて、事前にまず何人かの区長さんのほうにこういう形で町のほうからお願いをしたいということで、ご了承も一部の方からいただいた形をお願いをしたところになります。今回がちょっと緊急的などころもありまして、区長さんや班長さんにいろいろとご迷惑かけたところはあるかと思うのですが、ご協力をいただいているという状況になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第9号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第11、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第10号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第4号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、農業施設等雪害対策事業への対応及び民間温泉施設の揚湯ポンプの故障により、温泉開発事業費補助金の交付が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年2月18日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,318万4,000円とするものであります。

初めに、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。6款1項3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金200万円の増額は、農業施設等雪害対策事業費補助金として、圃場等融雪促進やパイプハウス自力除雪等に要する経費に対し、補助するものであります。

7款1項3目観光費、観光費臨時事業、18節負担金、補助及び交付金347万9,000円の増額は、民間温泉施設の揚湯ポンプの修繕に要する費用に対し、補助するものであります。

次に、6ページの歳入でございます。12款1項1目地方交付税、普通交付税200万円の増額は、歳出に合わせ財源調整するものであります。

20款2項1目他会計繰入金347万9,000円は、温泉事業特別会計からの繰入金を歳入として見込むものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第10号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第12、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第5号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、承認第4号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第10号)の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由で説明したとおり、民間温泉施設の揚湯ポンプの故障により、温泉開発事業費補助金の交付が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年2月18日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ347万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,133万4,000円とするものであります。

初めに、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。1款2項1目一般管理費、27節、一般会計繰入金347万9,000円の増額は、民間温泉施設の揚湯ポンプの修繕に係る費用分を一般会計へ繰り出すものであります。

次に、6ページの歳入を御覧ください。3款2項1目、温泉開発整備基金繰入金347万9,000円を増額し、今回の補正事業の財源を調整するものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第13、議案第1号 西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例について提

案理由を申し上げます。

この条例は、岩手県地域経済牽引事業計画が平成29年9月29日付で国の同意を受けたことに伴い、同意基本計画に定められた促進区域において、国及び県より承認された承認地域経済牽引事業者に対する固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定め、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、条例の詳細について説明いたします。

第1条の趣旨では、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する同意基本計画に定められた促進区域内において、同法に規定する承認地域経済牽引事業のための施設を設置した承認事業者に対し、固定資産税の課税を免除する旨を規定しております。

第2条では、当該対象施設の内容、課税免除期間を規定しています。

第3条では申請手続及びその時期を、第4条から第5条では申請に基づく課税免除の決定、通知及び申請内容の変更等に係る届出について規定しています。

第6条では、課税免除の承継やその手続について規定しております。

第7条では課税免除の取消し規定を、第8条では他条例による課税免除または不均一課税の適用を受けることができない旨を規定しております。

第9条では、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定しております。

次に、附則でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく

お願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

早川久衛君。

9番 あまり聞いたことのないあれなのですけれども、これ町内には何か所かこの対象になるような場所ありますか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ちょっと分かりづらい条例だったと思います。国のほうでは、そもそも企業立地促進法というのが昔ございまして、その後継法として現在、ちょっと長いのですが、地域経済牽引事業の促進によるというような事業、法律ができました。これ一般的に地域未来投資促進法というものでございますが、まだ対象となる、もしくは対象としたいといいたしめようか、そういった事業主さんは現れてはおりませんが、国の制度に基づいて岩手県が岩手県全域を対象として実施できる計画を策定し、国に承認を得ているといったものでございまして、これを適用させるには各事業主さん、民間の企業さんが地域経済牽引事業計画といったものをつくって、申請をして初めて適用、承認になる、決定になるといったことでございます。なかなかハードルの厳しいものではございますが、これをやることによって国の補助金が得られたり、もしくは規制緩和等が得られたり、様々な恩恵を受けることができます。地方税においては、町のほうが条例として固定資産税を免除できる条例を制定して、3年間免除させていただくというものでございます。

現在申請を検討している事業者でいうと、これは今のところございません。そういった場合に対応できる条例を事前につくっておこうということではございません。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第2号 西和賀町地域づくり組織条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町地域づくり組織条例について提案理由を申し上げます。

地域自治組織が地域を維持するための重要な存在であるにもかかわらず、これまで町と地域自治組織との関係を示す個別の定めがなかったことから、地域自治組織と町との関係性を明確にし、より緊密な連携と地域活動の支援強化を図るため、本条例を制定しようとするものです。

第1条から第3条までは、目的、定義、基本理念について規定しております。

第4条では、地域づくり組織の要件を規定しております。主な要件としましては、組織の規約を定めることとしております。

第5条では、地域づくり組織の認定について規定しております。地域づくり組織は、別に定めるところにより、その設置を町長に届出するものとし、町長はこの届出により、地域づくり組織の認定をするものとしております。

第6条では、地域づくり組織が行う事業について規定しております。

第7条では、地域づくり組織の活動の制限について規定しております。

第8条では、地域づくり組織に対する町長等の役割について規定しております。これまで町が支給していた行政区長謝金や公民館長謝金等については、一括交付金という形で一本化し、地域づくり組織に交付することとしております。

第9条では、規則委任について規定しております。

次に、附則についてであります。令和4年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

1番 今回のこの条例、これはやはり今後持続可能な町をつくるため、地域が取らなければいけない責任の上では大変必要なこととは思いますが、ただ、これまでの経緯を見ていると、この条例をつくるまでの委員会、検討会、その辺の回数等を含めて、どのような経過で来たのかご説明願います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、今回の条例につきましては、町と自治組織の関係を明確にしたというものでございます。中身としましては、令和2年度に改正地方公務員法ということで、行政区長というのが非常勤特別職というところの位置づけからは外れるという部分が契機になったということで、そこから自治組織のほうを認定して、町のほうで協定を結んで行政連絡業務をお願いするというようなことで、そのためにこういう条例を整備する必要があるというものでございます。

この条例の中身、規定されている部分につきましては、要するにこれまでの検討の中でも町が自治組織に認定するですとか、そういう規約を定めてというようなことで、行政区長協議会

の役員会の中でもその部分は年に4回ほど取り組んでまいりましたし、あとまた別に公民館長会議のほうでも同じように、この資料を基にご意見を伺ったりしてきたところがございます。それらを受けて、今回の規定ということで明確に定めたということです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これまでは、区長会議等を年4回、あとはそのほかは公民館長会議で行ったということでありまして、どうも住民サイドにまだ行き渡っていないような気がするわけで、これ北上のを参考にしながら、北上では策定委員会が11回で、検討委員会7回をやりながら、十分に練って条例制定したわけでありまして。あまりにもどうも、心配して言うわけですが、つくってから進めるような状況であれば、これは機能しないのではないかと思うのですが、その辺どのようにお考えですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今回ちょっと説明が足りませんでしたけれども、その行政区長等の役職の部分を契機にして今回の条例ということで、自治組織の存在を明確にしようというところだったので、いずれこれまで町のほうで自治組織という部分がある意味認識の中でのつながりしかなかったのを、今までやってそれぞれの関係性を持ってきたところを明確にする必要があったということで、実際にその規定の中であるところの例えば自治組織の要件ですとか、そういう部分は今まさに自治組織で実際にやっている部分を網羅しているということになります。

また、あとやっぱり自治組織という部分でいくと、そういう町が認定するに当たっては、そういうふうな組織で規約を定めているというような必要性がありますので、まずそういう部分を、町として求める部分を明確にして、より組

織との深い関係を築いていきたいということの中身となっておりますので、今回のこの条例の規定のような形で、ぜひ深いつながりを自治組織と持ちながら取り組んでまいりたいというふうに考えたものです。

議長 刈田敏君。

1番 条例自体は問題ないと思います。中身的なことに関しては、一般質問のほうでもまた議論してまいりたいと思いますけれども、ここ2つぐらいお聞きしたいのですけれども、第5条の3の町長が認定した地域づくり組織の活動を支援するものと、この支援という中身は大体具体的にどういうことを言っているのかということと、あとは第8条の3、この交付金のことを別に定めるところにより交付金を交付するということではありますが、これについても具体的にどういう形で進めていくのかお聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

第5条につきまして、認定した地域づくり組織の活動を支援するという部分ですけれども、町のほうでは現在も行っておりますけれども、自治活動交付金というような形のところで財政的な支援も行っておりますし、また集落支援センターの設置というところと、あとはそこに集落支援員、あと町の担当職員の配置というようなところで、そういうような設置の中でその自治組織の活動について支援、人的な支援ということになりますと思いますけれども、行うというようなことを考えているものです。

また、第8条の交付金の部分につきましては、説明これまでもしてきたところもあるのですが、一括交付金というような形でこれまで行政区長ですとか、公民館長ですとか、あとその自治活動交付金というような部分もありますし、また公民館としてのそういうふうな活動部分ですとか、その維持経費というようなところで見てきた分も一括して交付するというようなことを明確に規定に盛り込んだということです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 交付するというを明確に入れたということで、交付の内容についてはいろいろこれまでもやってきた中で進めていくということだと思っておりますけれども、様々な問題等出れば、それは柔軟に対応していくということによろしいですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えします。

一括交付金につきましては、今回令和3年度中にどういうふうな内訳で一括で交付するのかということで、その中身を示したものを地区に提出するような形にしたいと思っております。その交付金の具体的な盛り込み等については、大体今話をした部分は入ることですけれども、より具体的に内部で協議しながらまた詰めていくところですので。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6 番 この条例でうたっているところは、行政区ということでありまして。行政区ごとに規約を作成して、町に届出することだと思っておりますけれども、その作り方というか、その作業、これは大変なことだと思っておりますけれども、町の指導等あるものなのかどうか。

それから、行政区ごとということをやっているのだと思っておりますけれども、では各公民館のほうではここまでは必要ないということでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

規約につきましては、今29行政区の中で29自治組織というふうに捉えて確認しておりますけれども、回答いただけないところもあったのでございますけれども、大体のところはできている、規約が定められているということで、今回の規定に盛り込んでいる部分の例えば役員をみんなで集まって選任するとか、そういう基本的なところ

は入っているものと思っておりますし、あとこれからつくらなければならないところにつきましては、ひな形のような形でどういう部分が必要かというのはお示ししてというふうに考えております。

また、公民館のほうというところはちょっと話が別ですけれども、いずれ自治組織との関わりの部分では、その29行政区ある中の1行政区に1自治組織というようなところで捉えて、そのことの関わりというようなところで考えているものですので、その自治組織の規約というようなことで、一括交付金ですとか、そういう部分のやり取りを行っていくというものです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6 番 ということは、行政区の中に公民館2つとかある地区あると思っておりますけれども、そこはこういうような規約等まず必要なく、自分たちでいよいよ公民館の運営をこれから行っていいのだということによろしいでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 公民館につきましては、1自治組織というか、行政区の中に複数あると思っておりますけれども、今まさに公民館を集会所化していくというような形で、地域の中で判断していただくということにこれからなっていくというふうに考えております。その部分については、規約がどうか、そういう部分は特にこちらのほうでは考えておりませんので、地域の話合いの中でです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10 番 今公民館というような議論も出たわけですが、第5条で地域づくり組織が届出を出して、認定を町長にされるということでありまして、地域づくり組織、協議会の中に公民館活動は含まれないような場合、例えば別組織で公民館運営委員会を運営しているような、そういう組織も地域づくり組織として認定はされるというこ

とですか、その辺の考え方。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 今回町と自治組織の関わりという部分で、認定しようとしているところは、要するに今までで言うところの旧湯田であれば協議会ですし、旧沢内であれば行政区というふうに呼んでいると思いますが、その単位を基本として関わりを持つという条例になっております。

議長 淀川豊君。

10番 大概是、旧湯田に関して、協議会の中に公民館も一緒になって協議会の中でやっている地域もあるかというふうに思いますが、中には協議会は協議会、公民館は公民館ということで、別建てとなっているようなところもあるかと思えます。一括交付金で認定されたその地域づくり組織に、今までの区長費と公民館長費が一括交付金で交付されるということですが、例えば別建てであっても認定された地域づくり組織のほうに一括交付されるという考え方でよろしいですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 1行政区の1自治組織ということで協議会になると思いますが、今の自治活動交付金も同じかと思えますが、協議会のほうにまず入りまして、そこから関係するところに流れるということには変わりないと考えます。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町地域づくり組織条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時10分まで休憩します。

午後 1時59分 休 憩

午後 2時10分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第15、議案第3号 西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営状況が悪化している町内中小企業者の円滑な資金調達を支援するための特例措置として行う融資制度を利用した中小企業者に対する利子の補給に要する経費に充てるため、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置しようとするものです。

第1条から第7条については、設置、積立て、管理、相殺のための取崩し、運用益金の処理、繰替運用及び委任について規定しております。

次に、附則についてであります。この条例は令和3年3月31日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許しませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16、議案第4号 西和賀町民バス運行条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町民バス運行条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和3年3月末での路線バスの廃止に伴い、4月以降は町民バスで廃止路線を代替するため、所要の改正をしようとするものです。

裏面の新旧対照表を御覧ください。第4条は、これまで祝日を除く月曜日から金曜日を運行日としておりましたが、4月以降は路線バスの代替運行となることから、土日祝日も運行することとし、運休日を12月29日から翌年の1月3日までの日と定めるものです。

第5条の使用料ですが、これまでバス乗車は1乗車100円、乳幼児を無料としておりましたが、4月以降は小中学生、高校生、75歳以上及び身体障害者手帳等を所持している方も無料の対象に追加するものです。

次に、附則についてであります。附則第1項にこの条例の施行日を令和3年4月1日とし、附則第2項に経過措置として、4月から9月までの半年間は乗車される方全ての使用料を無料とし、利用方法の住民周知及び利用促進を図るものとしております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定く

ださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町民バス運行条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第17、議案第5号 西和賀町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 西和賀町税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減措置における所得判定基準の見直し並びに長期譲渡所得に関する特別控除が定められたことにより、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 それでは、私から改正の内容についてご説明申し上げます。

改正内容の1つ目として、国民健康保険税の軽減措置における所得判定基準の見直しであります。平成30年度税制改正において、働き方改

革を後押しする観点から、給与所得控除、公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除が10万円引き上げられました。所得控除から基礎控除へ10万円の振り替えを行うことで、住民税、所得税の負担は増加しませんが、所得情報を活用している社会保障制度等に影響を及ぼすことから見直しが行われ、国保税の算定に当たり不利益が生じないように、低所得者の軽減判定の部分で改正を行うものであります。

3 ページの新旧対照表を御覧ください。第159条は、国民健康保険税の減額について規定したもので、第1項中、総所得金額及び山林所得金額の合算額「33万円」を「43万円」にしようとするものです。

次に、改正内容の2つ目として、長期譲渡所得に関する特別控除を定めるものです。令和2年度の税制改正において、低未利用地の譲渡をした場合、税法上の特別控除として100万円控除が追加されました。これに伴い、長期譲渡所得に関する特別控除を定める健康保険法施行令の規定に改正が行われ、保険税の所得割の算定基礎控除後の総所得額に影響が及ぶため、所要の改正を行うものです。

4 ページ、5 ページを御覧ください。附則第18条の4中、「及び山林所得金額と、「110万円」とあるのは「125万円」を加えるものでございます。

次に、改め文1 ページを御覧ください。附則第1項の施行期日は、令和3年4月1日となっております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第18、議案第6号 西和賀町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 西和賀町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

保険料率及び介護保険法施行規則の改正による保険料段階判定に係る合計所得金額の見直し並びに租税特別措置法に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の規定が追加されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

3 ページの新旧対照表を御覧ください。第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項から第4項にそれぞれ規定する保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を令和2年度の保険料率と同額とするものです。また、租税特別措置法に新たに第35条の3第1項として、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の規定が追加されたことに伴い、第3条第1項第6号、アに第35条の3第1項を追加し、介護保険法施行規則の改正による保険料段階判定に係る合計所得金額の見直しに伴い、同

項第7号、ア中「200万円」を「210万円」に、同項第8号、ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に、同項第9号、ア中「300万円」を「320万円」に改めるものです。

附則第1項に、施行日を令和3年4月1日とし、附則第2項に適用区分として、この条例による改正後の第3条の規定は、令和3年度以降の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の介護保険料については従前の例によると定めております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 西和賀町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第19、議案第7号 西和賀町沢内バーデン条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 西和賀町沢内バーデン条例の一部を改正する条

例について提案理由を申し上げます。

沢内バーデンについては、地方自治法第244条の2第3項に基づき、町長が指定する者に当該施設の管理を行っていただくいわゆる指定管理者制度を活用してきたところですが、昨年、令和3年度からの指定管理者の募集を行ったところ、応募者はあったものの、その後応募を取り下げる旨通知があったこと、また改めて公募を行うにはそのいとまがないことから、同施設を継続して管理運営を行うため、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、改正の内容について説明いたします。

4ページの新旧対照表を御覧になってください。現行の第3条、指定管理者による管理及び第4条、指定管理者が行う業務を削除し、指定管理者による管理から町が管理を行うこととし、第5条以降、「指定管理者」を「町長」に改めております。

5ページの改正後、第9条では、同施設の管理運営を業務委託できることとしております。

改正後、第10条では、利用料金を使用料に改め、使用料の額については6ページの別表に定めております。なお、使用料につきましては、入浴室使用料は町外公共温泉施設と同額といたしておりますし、その他使用料につきましては現在の利用料金と同額としております。

その他、条ずれに伴う条番号の改正をしております。

次に、附則についてであります。2ページを御覧になってください。この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 第9条で、管理の委託ということであつたわけですが、施設の管理運営は法人または公共的団体に委託することができるということになっておりますが、ここで言う公共的団体とはどういった団体を想定しているのか、その点についてお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えします。

一部を改正する条例の第9条にあります管理の委託についての考え方ということでございます。町では、基本的には現在指定管理といった形で公の施設を管理していただいているということにしておりますが、その考え方といいますのは、公共団体か、または公共的団体かといったところになっております。そういった場合には、いとまがないような場合には、通常の公募型ではなく、指名した上で委託をするという考え方、同じような考え方で進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

(公共的団体はどういう団体かの声)

議長 ちょっと質問に対する答弁になっていない。

観光商工課長 すみません。大変失礼いたしました。公共団体は当然我々等のことでございますし、公共的団体は町が出資している団体などということになります。

以上でございます。

議長 早川久衛君。

9番 ちょっとつかぬことを、4月1日から宿泊、飲食はやらないということで、今はキュービクルはあるのですか、この施設に。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 キュービクルですね、電源装置のことですよね。施設自体は、どのような運営方法を行うかにかかわらず、前と同じ状況でござ

いまして、大型の電源装置があるかということについては、現在ちょっと把握はしておりませんが、何ら変更する予定ではない状況です、その部分につきましては。

議長 早川久衛君。

9番 大幅に経営状況変わるわけだから、冷凍、冷蔵庫があつてのキュービクルは年間すごく経費かかると思いますが、その辺までは調査していないということですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、今後の運用方法につきましては、さらに現在詰めているところがございますが、仮に温泉の事業だけは何とかというようなお話をさせていただいているところは事実でございますが、その最終的な結果というのがまだ見えていないところがございます。今回一部改正条例を出させていただいた別表にも、入浴事業のほかにも、その他の事業についても、基本的には継続できるような形を取っております。そういった中で、今後の沢内バーデンの在り方について決定をした後に必要な措置を取ることでは考えておりますが、既に厨房関係の機器については、電源等は取り外して使用していませんし、当然そういった設備等について変更が必要であれば、そもそも今後実際そのような調理をしないという決定をもって動くべきというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長 刈田敏君。

1番 今回応募者がいないということで、指定管理から町長ということでもありますけれども、これまで沢内バーデン、実績という、会議、それから会食、イベント等、大変重要な位置を示してきたわけですが、この辺を町としてもいろいろ手をかけてきたわけですが、この応募者がいないということについて、どのような考えでいるのか、そして今後これをどういう形にしていこうとしているのか、検討はするということでもありますけれども、どういう形

であればいいのかということの考え方について
お伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、ご質問につきましては、過去の経緯において様々な利用方法をされてきたといったことで、これに関しましては町も観光的施設であったり、集会的な施設であったりといったことで支援をしてきたつもり、当然町の所有でもございますし、そこを管理運営していた第三セクターに対しては支援をしてきたところでございますが、応募がなかったことにつきましては、なかったといったことではなくて、応募はあったのですが、最終的に辞退をされたということで、そのタイミングが今年1月に入ってから最終的にご連絡をいただいたということでございます。そういったことで、いとまがないために、まずは委託ができるような形を整えまして、4月以降、4月1日になるかどうかはちょっとはっきりしておりませんが、何とか住民サービスをできるだけ落とすことなく運営させていただきたいという思いでございます。

今後の考え方につきましては、昨年沢内バーデン及びエステックについての在り方について検討をしておるところでございますが、最終的な結論といったものがまだ出ておりませんので、この結論をもって沢内バーデンを含め、近隣の志賀来の対応については考えていきたいというふうに思っているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 考え方としてはいろいろあると思うので、検討して必要な措置を取りたいということでありませうけれども、基本的にあと廃止するような考えも持っているのか、その辺なのですかけれども、やはり一円、スキー場を含め、それから隣の今回のあれも出ていますけれども、ドーム等、いろいろなことであるのですけれども、そこ1つ欠けるだけでも大分ほかにも影響があるのではないかなと思います。今町で受けるというこ

とは、考え方としてはやっぱり継続していくことを、可能性として承知したのかなというのはあるのですけれども、この先について分からないということであれば大変不安な要素があるわけ、その辺の考え方というものはどういふものなのかお聞きしたいのですけれども。

議長 細井町長。

町長 ただいま刈田議員さんからご発言がありましたように、バーデンは創立してから30年間ぐらいですか、それなりの使命を果たしてきたというふうに誰もが認めるころだというふうに思います。ただ、その管理運営の中で、一部の旅館業とかの部分自主運営ということで、自助努力でもって経営するというのでやってきたわけですが、その部分がちょっと時代の変化の中でうまく機能しなくなってきたということで、今回これ以上そのまま続けるわけにはいかないという状況にあるということでもあります。

したがって、これから見直さなければいけないという状況にありますが、全てが止まってしまうとまた立ち上げようとしたときなかなか大変ということもありまして、どのように締めるかという形の結論にもよりますけれども、その可能性を残すために今回条例改正をして、やれる可能性を残すということです。

そして、これまでやってきた業務のうちの一部を継続しながら、30年前に志賀来開発構想を立ち上げたと思いますけれども、社会状況も変わっておりますので、今後の長期構想がどのように立てられるかということを検討することが必要になるということで、そこに着手していくべきだというふうに考えているところであります。

議長 刈田敏君。

1番 確認でありますけれども、長期的に構想を今後検討するというので、この条例を制定するというのでよろしいのかお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 今までやってきた業務のうちの一部、具体的には公共日帰り温泉とか、それを継続しながら、今後の温泉を含めて、それから体育館、それから周辺の環境利活用も含めて検討して、将来構想がどのようになるかということ協議すべきだという考え方であります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 西和賀町沢内バーデン条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第20、議案第8号 西和賀町体育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 西和賀町体育施設条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町雪冷房併設土間付体育館、志賀来ドームについては、地方自治法第244条の2第3項に基づき、町長が指定する者に当該施設の管理を行っていただくいわゆる指定管理者制度を活用してきたところですが、昨年、令和3年度からの指定管理の募集を行ったところ、応募者はあったものの、その後応募を取り下げる旨通知があったこと、また改めて公募を行うにはそのいとまがないことから、同施設を継続して管理運営を行うため、所要の改正をしようとする

ものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、改正の内容について説明いたします。

3ページの新旧対照表を御覧ください。現行の第3条、指定管理者による管理の第1号、西和賀町雪冷房併設土間付体育館「志賀来ドーム」を削除し、同施設を指定管理者による管理から町が管理を行うことに改めております。

改正後の第13条では、同施設の管理運営を業務委託できることとしております。

その他、条ずれに伴う条番号の改正をしております。

次に、附則についてであります。1ページを御覧ください。この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 西和賀町体育施設条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第21、議案第9号 西和賀町温泉開発整備基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 西和賀町温泉開発整備基金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例改正は、当該基金の活用目的を拡充し、対象を町有温泉掘削だけではなく、源泉揚湯設備等の更新及び改修等を加えるため、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容は、第1条中設置目的や財源を充てる対象について、文言の整理、修正をするものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 今町長からの上程の理由の中で、温泉の掘削だけではなくて源泉の揚湯設備等の更新にも、改修にも使えるようにするための改正だということですが、新旧対照表、改正後の文面を見ると、文面の中にはそういう具体的に用途施設の更新あるいは改修に使えるというような文面がないわけですが、そして温泉掘削等を行う財源に充てるためということの文言があるのですが、この改正後の文章で揚湯施設の更新及び改修に使えるものということの認識でよろしいのですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ただいまのご質問については私のほうからお答えします。

文言のお話だとは思いますが、今までのこの基金条例については使用部分が限られて

おりまして、町有温泉、町が管理する、もしくは所有する温泉の掘削に限って利用できる、民間の温泉、法人もしくは組合的ところが掘削、改修等を行う場合に利用できるといった基金でございました。現在考え方といたしましては、スタートとして源泉掘削を主目的に設置された基金ではありませんけれども、昨今では町内の温泉、旅館関係もしくは組合関係では、新たな設備投資を行って掘削を行う事例がほぼないという状況でございます。まして、町も今後源泉ボーリングを行う予定が今のところ計画はなく、既存の源泉設備を改修するケースが非常に多くなってきていることから、多目的利用を目指すことで温泉掘削等を行う財源に充てるという広い意味で考え方を変えたところでございます。ついては、町有温泉であれ、民間温泉であれ、温泉資源の掘削もしくは改修等に広く使えるような基金にしようとしたものでございます。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 西和賀町温泉開発整備基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第22、議案第10号 西和賀町農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 　ただいま上程になりました議案第10号
西和賀町農業振興資金貸付基金条例の一部を改正
する条例について提案理由を申し上げます。

農業振興資金については、資金の種類により
有利子となっているものがあることから、現下
の農業情勢を鑑み、町の畜産事業の振興及び地
域農業の振興を図るため、全ての資金の貸付利
率を無利子にすることとし、併せて定額運用基
金としての条文整理のため、所要の改正をしよ
うとするものです。

3 ページの新旧対照表を御覧ください。第2
条では基金の額を2,000万円と定め、第3条で
は基金の管理について定めるものです。

第7条では、貸付条件のうち、貸付利率につ
いて無利子と定めるものです。

第10条では運用益金の処理、第11条では繰替
え運用について定めるものです。

次に、附則についてであります。この条例
は令和3年3月31日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定
くださいますようお願いいたします。

議長 　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

北村嗣雄君。

2番 　この件については、2日の資料説明会
でも企画課長からお話を伺ったところですが、
この貸付けに当たっては、規定としては団
体のみで、個人融資というのは貸付けはされ
ていないわけですか、経緯としては。

議長 　農業振興課長。

農業振興課長 　お答えいたします。

農業振興資金の貸付けにつきましては、団体
及び個人となっております。

議長 　北村嗣雄君。

2番 　私も今回というか、この内容について
ちょっと資料を見て、また確認したところな
のですが、実際認定農業者も含めて団体の方

でも、いわゆる町が貸付けしているこの農業
振興資金、これ皆さん知っている方、全員が
把握していたのかなというふうに感じるわけ
なので、すけれども、それで今回財源不足に
当たっての未利用部分を活用するというこ
とで、2,000万の減額、減資するとい
うことなのですが、特別反対するものでは
ないが、ただやはり今後の農業の振興を
考えるとき、こうした基金というのは極
めて重要な資金ではないかなと考えるわけ
で、減資しなくても第11条のこういう改
定というか、一応提案はされているわけ
で、その辺は検討される余地はないのか
ちょっとお伺いします。

議長 　農業振興課長。

農業振興課長 　お答えいたします。

現在農業振興資金の貸付け状況でござい
ますが、全部で5件、959万4,000円が
貸付額となっております。既に償還されて
いる部分もありまして、償還残額が605
万3,200円、現金と合わせまして基金
の総額が2,592万9,000円となっ
ております。これは、今まで予算で定め
るということでしたが、農業振興資金の
貸付けの限度額が200万となっており
まして、それから勘案しますと、まず2,
000万という金額はなかなか今のところ
超えないということで、今回2,000万
とさせていただいたところでございます。

議長 　ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 　質疑なしと認め、これで質疑を
終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 　異議なしと認め、直ちに表決に
入ります。

議案第10号 西和賀町農業振興資金貸
付基金条例の一部を改正する条例を採決
します。

本案を原案のとおり決定することに賛
成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第23、議案第11号 西和賀町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例、日程第24、議案第12号 西和賀町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例、日程第25、議案第13号 西和賀町介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する条例、日程第26、議案第14号 西和賀町土地開発基金条例の一部を改正する条例、以上4件は関連がありますので、一括して上程し、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程になりました議案第11号 西和賀町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例、議案第12号 西和賀町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例、議案第13号 西和賀町介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する条例、議案第14号 西和賀町土地開発基金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

中期財政計画に基づき、収入改善策として基金財源を活用するため、定額運用基金の額を変更しようとするものです。

初めに、議案第11号 西和賀町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について説明いたします。裏面の新旧対照表を御覧ください。第2条の基金の額について、「800万円」を「、300万円」に改めるものです。

次に、議案第12号 西和賀町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例について説明いたします。裏面の新旧対照表を御覧ください。第2条の基金の額について、「500万円」を「200万円」に改めるものです。

次に、議案第13号 西和賀町介護保険高額介

護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する条例について説明いたします。裏面の新旧対照表を御覧ください。第2条の基金の額について、「200万円」を「100万円」に改めるものです。

次に、議案第14号 西和賀町土地開発基金条例の一部を改正する条例について説明いたします。裏面の新旧対照表を御覧ください。第2条の基金の額について、「1億8,500万円」を「4,000万円」に改めるものです。

続いて、附則についてであります。議案第11号から議案第14号において、この条例の施行日を令和3年3月31日とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 第11号から第14号まで、全部の議案に対しての共通する質問となりますが、今回基金財源を活用するために減額するというようなことだというふうに思いますが、各基金の今年度でも、昨年度でもいいですけども、その運用状況、貸付け状況についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 私のほうからお答えします。

議案第11号の福祉医療資金貸付基金条例につきましては、令和元年度でいきますと月平均で2件ほど、金額にして月額2万円弱になっております。年間を通しましても、22万ほどになっております。今年度、令和2年度は、1月現在になりますけれども、同じように月平均2件で、月の平均としても2万円弱、このままでいくと多分年間の貸付けも22万ほどの予定になっております。

次の議案第12号の国民健康保険高額療養資金貸付基金条例につきましては、現在負担限度額

認定証を入院の際に提示して、まず上限をある程度抑えられているということもありまして、ちょっと調べたところ、23年度というか、10年間は実績がないという状況になっております。

議案第13号の介護保険高額介護サービス資金につきましても同様に、介護の場合は認定した際に負担割合証を出したり、施設に入所するときは負担限度額認定証等ありますので、上限がある程度抑えられるということもありまして、こちらについても同じく23年度から10年間ほど実績がない状況になります。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうからは、土地開発基金についてご説明をしたいと思います。

実は、直近では特に取崩し等はしてございません。最近ですと、平成25年12月に火葬場建設の際、230万6,000円ほど基金を活用させてもらっています。その部分につきましては、平成25年12月に買戻しをしております、今現在の基金残高という形でございます。

以上でございます。

議長 早川久衛君。

9番 関連でちょっとお聞きします。

議案第22号に、実はこの中で土地開発資金1億2,899万8,000円だかというのが出ていますけれども、これを4,000万にするという文言なのですけれども……

議長 久衛さん、議案。

9番 これに関連して今聞いていました。

それで、この1億2,800万を、これ補正でうたっているわけだから、どこの項目に入れるのか。民間の場合は、迂回利用、迂回貸付けというのは本当は禁止されているわけで、これは当然迂回の利用みたいな感じになるわけですから、この金がどこに行くのかちょっと、そこら。

議長 補正のほうでありますので、そちらで聞いてもらって。

早川久衛君。

9番 これ第14号で土地開発基金1億8,500万

を4,000万に可決して、今度は第22号でこういう問題が出たらばおかしいのではないの。片方では可決して、それで大丈夫。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

ただいまの質問については、補正予算のほうで予算化しておりますけれども、土地開発基金で管理している土地について、普通財産として町が取得するというふうな形で補正予算のほうにその金額を計上しております。土地取得費については、土地開発基金が実際に購入した金額と同額とし、その支払先については土地開発基金に町のほうからお金を支払うということになります。それで、土地開発基金としては、先ほど言いました……その結果、土地開発基金としては基金の額1億8,500万というふうな残高になるということになります。その後、今回の条例の改正によって、基金の額を4,000万まで減らすというふうな内容になっております。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 ちょっと俺の頭ではよくのみ込めないのですけども、1億の金が一般財源に入っているとすけれども、その辺をもうちょっと詳しく。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

令和元年度の決算において、土地開発基金の基金額は1億8,500万となっておりますけれども、そのうち現金については5,600万1,000円、残りの1億2,899万9,000円については土地という形で管理していることとなります。今回補正予算のほうで土地開発基金が持っている土地1億2,899万9,000円の部分を一般会計のほうで、普通財産として土地開発基金から購入するというふうな形で……

(何事かの声)

議長 引き続き答弁してください。

総務課長 すみません。土地開発基金の利用につ

いてですけれども、まず町のほうで緊急に土地を購入する場合、その財源等が緊急に準備できないとか、そういう場合について、先行取得という形で土地開発基金で土地を購入すると、その後一般会計のほうで購入する金額を予算化して、土地開発基金のほうから町のほうで土地を買い受けるというふうな流れになっております。よろしいでしょうか。

議長 北村嗣雄君。

2番 今お話を伺っております、そうした場合、今後この基金がいわゆる町として購入する、あるいは緊急に対応しなければならぬ土地取得とか、そういうのは見込まれないという想定の中での減資になるのか、その辺ちょっと説明いただければ。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうからお答えしたいと思います。

減資をして、今回4,000万にしたいというような考え方で提案をさせてもらってございます。実際のところ、先ほどもちょっと25年の取得の状況ということで、火葬場の建設の際は230万ほどの支出、その前ですと平成19年に2回ほどございましたが、その際も290万、もう一件は5万3,000円と少額の動きでございました。この状況を見ますと、この何年かはまずこの4,000万で対応できるのではないかなという想定の下に、4,000万という額にさせてもらってございます。また、今回緊急的な中期財政計画の中での財源の補填と申しますか、収入確保と申しますか、そういった部分での対応というのも一つございます。

ただ、今後財政的に余裕が出てきたら、この基金の部分については積み増しして行って、もっと余裕を持てるような形にはしていかなければならないものというふうに考えてはおります。

以上でございます。

議長 早川久衛君。

9番 最後に、この今ある各種基金を減らしているようなのだけれども、合併して15年になっ

て、目的があつて基金をみんな積んでいるわけで、言うなれば各事業がみんなとにかく真剣とは言わないけれども、あまり活発には行われなかったと、裏を返せばそう言えるように思いますが、その点は全然ないですか。

議長 企画課長。

企画課長 今のご質問にお答えしたいと思います。

運用の活発さといえますか、そういった部分のお話でございましたが、昨年度中期財政計画を策定する中で、いろいろ吟味した中で今回の提案という形になってございますので、そういう中身の中で若干動きの薄いものについては今回減額させてもらっているというような中身でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論及び表決に入りますが、討論及び表決は議案ごとに行います。

初めに、議案第11号 西和賀町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第11号 西和賀町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 西和賀町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例について討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

す。

これから表決を行います。

議案第12号 西和賀町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 西和賀町介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する条例について討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第13号 西和賀町介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 西和賀町土地開発基金条例の一部を改正する条例について討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第14号 西和賀町土地開発基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで3時20分まで休憩いたします。

午後 3時11分 休 憩

午後 3時20分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第27、議案第15号 西和賀町合併市町村自立支援交付金事業推進基金条例を廃止する条例、日程第28、議案第16号 西和賀町東日本大震災津波復興基金条例を廃止する条例、以上2件は関連がありますので、一括して上程し、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程になりました議案第15号 西和賀町合併市町村自立支援交付金事業推進基金条例を廃止する条例、議案第16号 西和賀町東日本大震災津波復興基金条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

初めに、西和賀町合併市町村自立支援交付金事業推進基金は、平成19年に活力あふれる地域づくりや基礎的な事務の統一による行政サービスの向上に資する事業に必要な財源をあらかじめ確保し、事業の円滑な推進を図るための基金として造成し、活用してきたものであります。この基金は、令和元年度において基金残高がゼロとなっており、今後においても造成見込みがないことから、基金を廃止しようとするものです。

次に、西和賀町東日本大震災津波復興基金は、平成24年に東日本大震災津波からの復旧及び復興に向けた取組に要する資金に充てるための基金として造成し、活用してきたものであります。この基金は、平成26年度において基金残高がゼロとなっており、今後においても造成見込みがないことから、基金を廃止しようとするものです。

続いて、附則についてであります。議案第15号及び第16号において、この条例の施行日を公布の日とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第15号 西和賀町合併市町村自立支援交付金事業推進基金条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 西和賀町東日本大震災津波復興基金条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第29、議案第17号 西和賀町老人憩の家条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第17号

西和賀町老人憩の家条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

老人憩の家を含む町内の公共温泉施設については、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき、民間事業者への売却など、施設の存続に向け、協議、検討を進めてきましたが、事業継続をしていただける団体がなかったことから、令和3年4月1日で老人憩の家の供用を廃止し、施設の設置に係る条例を廃止しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第17号 西和賀町老人憩の家条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第30、議案第18号 西和賀町農村景観活用交流施設条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第18号 西和賀町農村景観活用交流施設条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

農村景観活用交流施設を含む町内の公共温泉施設については、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき、民間事業者への売却など、施設の存続に向け、協議、検討を進めてきましたが、事業継続をしていただける団体がなかったことから、令和3年4月1日で農村景観活用交流施設の供用を廃止し、施設の設置に係る条例を廃止しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第18号 西和賀町農村景観活用交流施設条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第31、議案第19号 西和賀町高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第19号 西和賀町高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

令和2年12月11日開催の12月議会定例会において、西和賀町社会福祉協議会に西和賀町高齢者生活福祉センターの無償譲渡が議決されたこ

とから、令和3年4月1日を施行日として、施設の設置に係る条例を廃止しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第19号 西和賀町高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第32、議案第20号 西和賀町老人福祉センター条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第20号 西和賀町老人福祉センター条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町老人福祉センターについては、必要な改修工事を実施し、庁舎として使用するという方針に基づき、令和2年度に老人福祉センター改修工事の設計業務を行ったところであり、令和3年度は老人福祉センター改修工事を行い、庁舎として使用することから、令和3年4月1日で老人福祉センターの供用を廃止し、施設の設置に係る条例を廃止しようとするもので

す。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第20号 西和賀町老人福祉センター条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第33、議案第21号 西和賀町立公民館条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第21号 西和賀町立公民館条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

町は、現在社会教育法の規定に基づき、条例により町内に44の公民館を設置しております。また、各公民館に公民館長を委嘱し、謝金及び施設の管理経費等を支出するなどして、社会教育の学習拠点にすべく取り組んできたところであります。

このような状況の中で、改正地方公務員法が昨年4月に施行され、これまで特別職非常勤職員として町が委嘱してきた公民館長や行政区長は、町の公務員として業務をお願いできないこ

とになったため、町では外部検討委員会を設置して、公民館や行政区の現状と課題、委嘱の在り方も含めた今後の公民館と町の在り方などについて検討を進めてまいりました。

各行政区では、人口減少や高齢化が進んでおり、公民館長も含めて役員の成り手が不足してきていることや、公民館の利用のほとんどが地域行事や座談会、各種説明会といった地区集会所としての利用となっている状況を踏まえ、公民館の位置づけを地域が主体となって管理する地区集会所に見直すこととし、今後の地域の自治活動の活性、維持を図るため、公民館の設置に係る条例を廃止しようとするものです。

なお、この条例の施行日は、先ほどご決定いただきました西和賀町地域づくり組織条例に合わせて、令和4年4月1日とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第21号 西和賀町立公民館条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第22号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第11号)についてを議題と

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第22号
令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第11号)
について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の執行が最終段階となり不足が見込まれるものや、事業完了見込みに伴う額の調整、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、国の補正予算に伴う事業の追加、地方交付税の確定など、決算に向けて調整を必要とするものについて、所要の予算措置を行うものであります。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,868万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ87億9,186万7,000円とし、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費は25事業で7億9,677万5,000円、債務負担行為は5事業の追加と2事業の変更により、限度額を1億7,681万5,000円とするものであります。

また、地方債の補正は4事業、7,760万円を追加するほか、13事業の限度額をそれぞれ変更するものであります。

主な補正予算の内容は、減債基金積立金5,005万円、福祉対策基金積立金5,000万3,000円、教育施設整備基金積立金5,000万4,000円、商工振興費臨時事業4,398万2,000円、道路除雪総務費2,525万5,000円、道路除雪車両管理費2,749万9,000円、土地取得費1億2,899万8,000円をそれぞれ増額し、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業2,670万6,000円、多面的機能支払事業1,790万7,000円、常備消防負担金1,834万1,000円をそれぞれ減額したほか、各種事業の完了見込みにより所要の調整を行ったものであります。

一方、歳入では普通交付税3億547万6,000円、特別交付税5,715万4,000円、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

6,497万3,000円、雑入、令和元年度後期高齢者医療療養給付費負担金返還金1,243万5,000円をそれぞれ増額し、基金繰入金においては普通交付税の確定に伴い、財政調整基金からの繰入額を7,690万6,000円減額しております。このほか、各種事業の完了見込みによる調整を行ったものであります。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明の途中ですが、これから補正予算の審議が午後4時までには終わらない場合には、終わるまで会議時間の延長を行います。ご理解願います。

提案理由の続きをお願いいたします。

企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。23ページからになります。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、年度末までの給与、共済費の見込額を精査し、予算の調整を行ったものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による事業等の中止などによる減額や負担金等の確定により減額調整をしたものでございます。

それでは、主な補正についてご説明いたします。2款1項1目一般管理費、3節職員手当等、退職手当組合特別負担金748万8,000円の増額は、本年度退職する職員の退職手当に係る特別負担金を計上するものです。

24ページをお開きください。5目財産管理費、庁舎等改修事業612万5,000円の減額は、11節役務費、12節委託料それぞれの業務確定によるものです。

25ページになります。基金造成事業については、減債基金積立金5,005万円、人材育成基金積立金999万8,000円、福祉対策基金積立金5,000万3,000円、町有林造成基金積立金528万

5,000円、教育施設整備基金積立金5,000万4,000円で、普通交付税の確定、あるいは各事務事業等の事業費が確定したことから基金へ積立てするものです。

6目企画費、26ページをお開きください。地方交通路線対策事業、17節備品購入費299万円の増額は、4月以降の路線バスの代替運行に対応するため、中古の大型バスを購入するものです。

27ページになります。地域公共交通活性化推進事業、12節委託料、町民バスマップ等更新業務委託料121万6,000円の増額は、4月から運行する町民バスの運行ルート及び時刻表等の作成に係る委託料を補正するものです。

28ページをお開きください。テレワーク・サテライト対応空き家活用事業200万円の増額は、空き家等の改修費を見込むもので、翌年度への繰越しを予定している事業になります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費202万4,000円の増額は、湯田庁舎にマイナンバーカード交付端末を設置するための費用を見込むものです。

29ページになります。3款1項2目高齢者福祉費、悠々館管理運営事業1,399万8,000円の増額は、生活支援ハウス居住棟ストーブの入替え及びホール屋上屋根修繕費補助金として翌年度へ繰越し予定をしている事業になります。

34ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策費、総務課分、17節備品購入費618万4,000円の増額は、水循環式手洗い器を両庁舎及びさわうち病院に設置する費用を見込むもので、来年度への繰越しを予定している事業になります。

同じく新型コロナウイルス感染症対策費、健康福祉課分になりますが、18節負担金、補助及び交付金1,253万1,000円の減額は、簡易陰圧装置設置費補助金の額確定に伴うものです。

35ページになります。医師養成事業1,360万円の減額は、新規の修学生がなかったため減額す

るものです。

37ページをお開きください。6款1項3目農業振興費、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業2,670万6,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

38ページをお開きください。5目農地費、各県営事業については、事業費の精算予定額に合わせた増減であります。

39ページをお開きください。多面的機能支払事業1,790万7,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

6目農業者施設費、雪っこトンネル管理費、14節工事請負費、雪っこトンネル照明等改修工事315万5,000円の増額は、トンネルの活用について検討を進めるための改修工事費用を見込むもので、翌年度への繰越しを予定している事業になります。

40ページをお開きください。7款1項2目商工振興費、商工振興費臨時事業、18節負担金、補助及び交付金、41ページになりますが、新ビジネスチャレンジ事業費補助金4,546万1,000円の増額は、臨時交付金を活用し、感染予防対策に取り組む事業者に対し支援をするもので、翌年度へ繰越しを予定している事業になります。

新型コロナウイルス緊急資金利子補給事業、24節積立金、新型コロナウイルス緊急資金利子補給基金積立金1,700万円の増額は、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金に積立てし、新型コロナウイルス感染症対策資金及び新型コロナ緊急資金貸付資金の融資を受ける中小企業者に対する利子補給の財源確保を図るものでございます。

3目観光費、観光事務費、観光費臨時事業852万5,000円の減額は、イベント等の中止に伴い減額するものです。

観光協会助成事業103万円の増額は、新しい旅行スタイルとして現在取り組んでいるレンタルサイクリング事業の整備を図るため、西和賀町観光協会への補助金を見込むものです。翌年度

への繰越しを予定している事業になります。

43ページをお開きください。8款2項3目道路除雪費、道路除雪総務費2,525万5,000円及び道路除雪車両管理費2,749万9,000円の増額は、今年度の降雪状況を踏まえ、不足すると見込まれる額を計上するものです。

45ページをお開きください。5項1目住宅管理費110万円の増額は、退去等に伴う町営住宅の修繕料を見込むものです。

46ページをお開きください。9款1項4目防災対策費、防災対策事務費738万円の増額の主なものは、17節備品購入費になりますが、避難所用備品として湯田トレーニングセンターや沢内トレーニングセンターなどへ発電機、照明器具を配備するための経費として645万7,000円の増額、また災害対策本部運営用の通信機器を西和賀消防署2階会議室に設置するための経費として98万8,000円の増額を見込むものです。こちらも翌年度への繰越しを予定している事業になります。

48ページをお開きください。10款2項1目学校管理費、小学校施設維持管理費128万円の増額の主なものは、13節使用料及び賃借料として、各小学校の校庭等の消雪作業に係る費用として重機借上料73万4,000円を見込むものです。

49ページになります。学校教育活動継続支援事業163万円の増額は、国の補助金を活用し、各小学校に感染症対策備品等を購入するものです。

3項1目学校管理費、中学校分になります。学校教育活動継続支援事業113万3,000円の増額は、小学校と同様に国の補助金を活用し、各中学校に感染症対策備品等を購入するものです。

53ページをお開きください。11款1項1目農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧単独事業、現年分になります。202万7,000円の増額は、豪雨により被災した越中畑地区水路及び桂子沢地区農地について復旧を行うものです。翌年度への繰越しを予定している事業にな

ります。

54ページをお開きください。13款1項1目土地取得費1億2,899万8,000円の増額は、現在土地開発基金の現品、いわゆる土地として管理しているものを普通財産として管理するため補正するものであります。

次に、歳入ですが、16ページを御覧ください。1款2項固定資産税は、現年課税分で償却資産額の増により300万を増額するものです。

4項町たばこ税332万4,000円の減額は、販売本数の減少に伴うものです。

11款1項地方特例交付金は、国からの交付額が確定したことから、232万5,000円を増額するものです。

17ページになります。12款1項1目地方交付税3億6,263万円の増額は、普通交付税及び特別交付税の確定分を計上するものです。

14款1項1目農林水産業費分担金313万8,000円の減額は、事業費の精算予定額に合わせ減額するものです。

2項1目総務費負担金及び2目民生費負担金の合計201万7,000円の増額は、それぞれ実績に合わせ調整するものです。

18ページをお開きください。16款2項1目総務費国庫補助金のうち6,497万3,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として見込むものです。

2目民生費国庫補助金396万3,000円の減額、3目衛生費国庫補助金835万4,000円の減額、4目土木費国庫補助金322万4,000円の減額は、事業完了等精査による調整になります。

5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金、学校保健特別対策事業費として80万円の増額、2節中学校費補助金、学校保健特別対策事業費として67万5,000円の増額は、各小中学校での感染対策用備品等の整備に係る国庫補助金になります。

19ページになります。17款2項県補助金、1目総務費県補助金から20ページの5目土木費県

補助金までの合計6000万9,000円の減額は、それぞれの事業費の精算予定額に合わせ調整するものです。

18款2項1目不動産売払収入528万4,000円は、町有林の立木売払い分を収入として見込むものです。

20款1項1目基金繰入金9,102万6,000円の減額ですが、内訳は普通交付税が確定したことに伴い、財政調整基金からの繰入額を7,690万6,000円減額するものです。また、事業費等の確定に伴い、人材育成基金からの繰入金52万円及び医師養成対策基金からの繰入金1,360万円をそれぞれ減額するものです。

21ページになります。22款3項4目農林水産業費貸付金元利収入ですが、西和賀森林組合経営改善資金貸付金の返済について、森林組合から資金不足の中、重機の増備等、資本投資が必要な状況であることを理由とした申出があり、200万円を減額するものです。

4項雑入1,243万5,000円の増額は、令和元年度後期高齢者医療療養給付費負担金返還金を見込むものです。

23款町債ですが、各事業の実績等に合わせ調整するものです。

7ページをお開きください。第2表の繰越明許費になります。翌年度への繰越事業は、25事業、7億9,677万5,000円になります。繰越使用を必要とする理由は、56ページに記載の令和2年度繰越明許費繰越見積調書のとおりでありますので、後でご確認いただきたいと思っております。今年度繰越事業が多いのは、国の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が大きく影響しており、25事業中10事業が交付金事業になります。

10ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正は、5事業の追加と2事業の変更になります。初めに、追加になりますが、にしわが斎苑をはじめ5施設の指定管理料として、それぞれ期間、限度額を定めております。

次に、変更になりますが、新型コロナウイルス緊急資金融資に伴う利子補給事業の限度額を770万3,000円から1,145万8,000円に、岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金融資に伴う利子補給事業の限度額を2,251万4,000円から1,843万3,000円にそれぞれ変更するものです。

11ページを御覧ください。第4表、地方債補正になります。追加が4件、変更は13件です。変更については、各事業の精査により限度額を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 予算書の41ページ、上のほうの新ビジネスチャレンジ事業補助金4,546万1,000円ということですが、これは去年というか、第1弾というか、実施をした事業の継続的な事業なのか、それとも第2弾として、新規の事業として実施をするということなのか、その辺を含めて事業の詳細についてお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからお答えします。

今回の補正で上げさせていただいております新ビジネスチャレンジ事業につきましては、前回国の第二次補正において2,000万円の枠を取って募集を図ったところ、感染症予防対策事業だけでも6,500万円ほどの応募があったということでした。それにつきまして、新型コロナウイルス感染症予防対策はやはり喫緊の課題でもございますし、今回国の第三次補正がございましたので、この予算を活用させていただくこととしまして、現在申請なされた方々で一部認定もしくは認定できなかった方々を対象に、本日決定があれば直ちに連絡を取りながら進めたいというふうに考えておるところでございます。

います。新たな募集ということではなくて、現在9月30日をもって締め切っておりますけれども、あくまでそれについて申請をした方々をまず対象にするということでございます。

議長 淀川豊君。

10番 新しい第2弾の事業ということではなくて、第1弾の継続的なそういう事業だということのようではありますが、先ほどの繰越しということではありますが、今課長から本日決定した場合すぐ取りかかっていきたいということではありますが、その予定というか、具体的な時期については、これからすぐ前回の申請者の皆さんと連絡を取りながら、おおむねどの時期までに決定をして補助をしていきたいということなのか、その考え方について伺いたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 感染症予防対策事業に関しましては、この新型コロナウイルス感染症の予防対策として早急に対応しなければいけないといったことで、この新ビジネスチャレンジ事業補助金補助要綱を一部改正して対応させていただいたところでございます。本来であれば、改めてこれ用に何らかの補助枠もしくは補助要綱を決定して実施するのですが、いとまがなかったということもございましたので、今回については現在当課においては補助要綱にさらに事務取扱要領をつくりまして、遡及して実施できる形を取るために改めて要領をつくって、決裁を本日付で取ろうということ動いております。

ただ、郵便の関係もございますが、本当は今日文書を発送した上で、皆さん方にお知らせする段取りをつくってきたのですが、決裁の時間帯的にちょっと郵便が間に合わないこととなりますので、直ちに終わり次第、翌日以降、ちょっと土日も入りますけれども、遅くても来週には不認定もしくは一部認定になった方々には申請のやり方等についてお届けができるもの、そういうふうに思っていますし、またホームページなどにも載せたいというふう考えておりま

す。

事業実施に関しましては、今年度中、3月末までに申請を、一部既に書類は出していただいておりますので、変更がなければ表紙だけの変更をしていただくということ、出していただくということで決裁を取ればというふうに思っていますし、そこから認定審査会を設けまして、直ちに、できるだけ早いうちに審査を行い、6月末までに事業実施をして、それまでにはお金が出せるような形を取りたいというように考えておるところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 3点ほど質問があります。

最初に、26ページの中古バスの購入、299万で購入しているようですがけれども、このバスの現状走行距離とか、県交通ぐらいのバスなのか、観光バスぐらいの大きさなのか。中古バスの購入ですので、年間どのくらい走って、一応どのくらい、何年ぐらいもつというか、そういう見通しでの購入なのかという点が1点と、39ページの雪っこトンネルの管理費、来年度以降ということなわけですけれども、現在の活用法と、あとはこの工事をするによってこれからどのように活用していく予定での予算づけなのかという点。

3点目は、47ページの災害対策本部へ新しい通信ということ、消防署にということなわけですけれども、現在でも災害があれば本部設置して、通信機器を利用して無線連絡などしていますけれども、コロナ対策ということで新たな通信、今までとどのような点が改善されてこの通信機器が活用されていくのかという3点についてお願いします。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうから、中古バスの関係についての答弁をさせていただきます。

まず、今現在予定しております中古バスの購入ですが、これからその見積り等をもらうこと

になるのですけれども、大きさ的には50人は乗れるタイプを考えてございます。これは、朝、西和賀高校生さんがほっとゆだ駅に到着し、そこから高校までの乗車人数がやっぱり50人弱ございますので、それを想定した人数を考えてございます。

形状ですけれども、観光バスタイプになると思います。路線バスタイプですとちょっと使い過ぎてというか、相当運行していて、いい品といい品か、良品が見当たらないのではないかなという想定をしております。

使用の期間の目安なのですけれども、あまり古いものですと長く運行できないものと想定していますので、10年から15年ほど経過したものであれば、今後まだまだ運行できるのではないかなということで今想定はしております。

あと、特別な形として、せっかく購入するわけですから、デザインも今までのカタクリンちゃんをイメージしたようなデザインをした中での、そこまでお願いできればなというふうなところも想定はしております。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうから雪っこトンネルの関係についてお答えいたします。

雪っこトンネルにつきましては、旧沢内村時代、平成13年に供用を開始したわけですが、当時につきましては米の貯蔵ということで活用しておりました。雪をこういうバケットに入れて奥まで運ぶという作業が非常に大変で、費用対効果が合わないということで、雪を活用するのは諦めまして、その後リンゴの貯蔵、あるいは二子芋の貯蔵といったことで実験をしてみました。平成23年度以降活用をしていない状況にあります。

そうした中で、有志でトンネルの中にお酒を貯蔵して実験をしてきましたが、ほかのトンネル等もそうですが、トンネルの中は気温が安定

しております。雪っこトンネルにおきましても夏、冬を通じて10度プラス・マイナス2度前後で安定しているということで、お酒の貯蔵には合っているという実験結果を得ております。今回ヘリオス酒造さんが貝沢でビールを造り始めまして、今後ほかのお酒も造りたいということで、そういったことに活用できないかということは今町と協議しております。平成13年にできましたので、あの施設については設備というものは照明ぐらいしかありません。照明は、全く使うことができなくなっておりますので、今回その最低限の照明施設を町で直しまして、今後の活用あるいは費用負担等についてヘリオスさんと考えていきたいということでございます。

以上です。

議長 総務課長。

総務課長 災害対策本部運用用通信機器の部分について、私のほうからお答えいたします。

これについては、湯田庁舎あるいは沢内庁舎が被災した場合など有事の際に、西和賀消防署2階会議室を町災害対策本部として運用することも想定し、両庁舎との連絡調整を可能とするため、西和賀消防署2階会議室に災害対策本部運用用通信機器、具体的にはウェブ会議用のパソコン、大型モニター、広角カメラ等を整備するものであります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 バスについてですけれども、これからということなのですけれども、コロナ対策仕様になるのかどうかという点と、災害対策本部についてですけれども、両庁舎が使えない場合というような話があったのですけれども、西和賀町東西50キロということで大変広くて、全町全て災害に遭うということは、そんな大変なことはあってはならないことですし、なかなかないとは思っているのですけれども、それでは災害が沢内地区、湯田地区、例えば消防署近くということによって対策本部が変わることも想定され

るということで、3か所に用意するというような考え方なのでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 バスの部分についてお答えします。

先ほど申し上げればよかったのですが、今回は抗ウイルスコーティングをバスの中にして対策をしたいというふうに考えておるところでございます。

議長 総務課長。

総務課長 災害対策本部の関係でお答えいたします。

先ほどお答えした内容ですけれども、仮に湯田庁舎が被災したというふうな場合には、西和賀消防署の2階を災害対策本部として運用するというふうな考え方もありますし、仮に沢内庁舎が被災したとした場合には、沢内庁舎の部分を西和賀消防署の2階の会議室で対応していただくというふうな形で、両庁舎、要は湯田庁舎、沢内庁舎と西和賀消防署の2階がウェブ会議システムで連絡が取れるようにするというふうな意味となりますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 バスのことで私もちょっと関連ですけれども、これリースとか委託とかというのは考えなかったのかなということ。要するに、10年見込んでいるのですけれども、まずこの先どうなるか分からないような状況で、今試験運転やっていて、これは駅から西校までだけれども、その辺はちょっとなかったのか、検討されたのかということと、その299万という値段を出しての補正というのはどういうものかなということもありますけれども、その辺お伺いします。

あと、GIGAスクールの部分ですけれども、減額出ていますけれども、新入生増えることはないと思いますけれども、そういう場合に対してのやっぱりパソコンの入れ方というのはどういうことで進めていくのか、このGIGAス

クールというのはずっと続くわけではないですよ。それからあと、もし状況について現状何か分かっていたら教えてください。

議長 企画課長。

企画課長 バスについてお答えいたします。

まず、今回購入という形で予算の提案をさせていただきました。議員おっしゃるとおりリースという形であったりも考えられるわけですが、今回町で所有して、先ほどもちょっと触れましたけれども、町仕様にもうコーティングといいますか、塗装もオリジナルにしたいということもあわせて、できるだけ町の中を走っていて、にぎわいといいますか、そういった部分も考えながら、皆さんが親しみやすいバスにしたいということもありましたので、まず購入をして、町で管理したいという中身でございます。

あと、金額の部分ですが、私どもも調べるとするのはネットの情報とか、今いろいろ調べられる部分あるのですけれども、調べた中で最低限これぐらいではないかという部分で計上をしているところでございます。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうからGIGAスクールのことについてお答えしたいと思います。

タブレット購入の台数については、予備機等も含めた形で小学校171台、中学校106台を投入するというので、3月末までに導入ということで今取り組んでいるところです。今後の児童数、生徒数も考えた上でのこの台数ということになっていますし、将来的には、申し訳ないというか、児童数の推移的には下がっていく形になりますので、この台数で足りるということで見込んでおります。

議長 刈田敏君。

1番 まだ実施をしていないということですか。購入が3月末ということで。了解です。

議長 早川久衛君。

9番 ちょっと確認をしておきます。45ページ

の住宅の修繕料110万計上されておりますけれども、その内容をお知らせください。

議長 建設課長。

建設課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

町では、平成28年から長寿命化計画で住宅を直してきているわけですが、今回修繕の見込みというか、修繕しようとするのは、まだ修繕していない、屋根の改修だとか、そういうところもしていないところの住宅、例えば新町だとか、大沓だとか、そういうところのもろもろの給湯器だとか、そういうのが壊れまして、8件ほどあって今回の補正の額ということになります。まず、入退去の関係も結構今年は著しくて、入退去する場合の交換費だとか、それらも全部含んで予算が足りなくなったということでございます。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 入退去と今話出ましたけれども、利用者が退去する場合の負担はどの程度までやっているか、何か決まりありますか。

議長 建設課長。

建設課長 利用者が退去するときには、町の大工さんといいますか、工務店さんの方も立ち会っていただいて、これは原因者負担だとか、これは経年劣化で役場の修理だというふうにきっぱりまず分けていただいておりまして、その部分を負担する分は負担していただいております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 事前に企画課さんのほうから、新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金の対応についてということで資料提供をいただいております。これを見ての質問ということなのですが、全部でこの下のほうを見ますと、第三次補正ということで1億2,000万ほどということでもあります。先ほど同僚議員の質問の中にもちょっとコロナに関する質問あったわけな

のですけれども、第3波を迎えまして、町内の影響というか、経済状況をどのように捉えておられるのかなということをお聞きしたいと思います。一次、二次で町内事業所に手当てしてきたわけなのですが、先ほどのお話でも9月に申し込んだものを、漏れたものを今手当てするというふうなことのようにありますが、第3波は今なわけで、今影響を受けて非常に苦しんでいる方々もいらっしゃると思いますけれども、その辺の状況をどのように捉えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 業種によって多分状況は違うとは思いますが、観光、商工業の関係については私のほうからちょっとお話をさせていただきます。

令和2年度、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けている状況といったことは、商工会とともに、観光協会もそうですけれども、状況の確認をしながら進めてきておりまして、令和2年度につきましては特にも影響を受けているのは観光産業であろうといったことです。そういった中で、飲食宿泊応援券を始めさせていただいて、次は小売関係も含める形でプレミアム商品券の事業をさせていただき、今度は「にしわがの宿に泊まろう」キャンペーンを昨年の10月から実施させていただいているところでしたが、この第3波によってGo Toトラベルが止まったということでございます。例年冬期間については、大体半年間で1万5,000人ぐらいの宿泊者があるのですが、3分の1はこの「にしわがの宿に泊まろう」キャンペーンで何とか下支えをしたいという思いでは進めたのですが、実際には現在1,000万円以上の残金が残っているというような状況でございます。そういったことからすると、大幅に宿泊客は減っているというのが見えております。昨年1月から12月までの日帰り観光客も含めた宿泊の人数把握はしておりますが、これも数万人

単位で減っている状況でございます、かなり打撃が出ているだろうというふうに考えておるところです。

そういったことから、先月下旬においてこの「にしわがの宿に泊まろう」キャンペーンにおきましても、今回の補正予算において繰越しをさせていただいて、4月1日から新たなキャンペーンを開始できるようにということで、今現在観光協会と協議を進めておるところでございます。こういった状況でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 第3波で、まずかなりの影響が出ているのだろうというような判断はされているのだろうと思うのですけれども、この資料を見ますとさわうち病院とかでPCR検査を院外で実施するためのコンテナハウスということで計画されているようであります。これは、今本当に必要なのらうかどうか。PCR検査は、町内もう一件のところでもやっておると思うのですけれども、どうせやるのであればもう一件のほうにもこのコンテナハウス必要なのではないのか。というか、それ以前に今このハウスが必要なのかなというような思いがございます。第3波で影響を受けている事業者等に集中して支援するというようなところがこれには、ちょっと私には見えなかったなという思いがございましたが、その辺の詳しい予定といいますか、こんなことをして支援するのだよとかあれば詳しくお聞きしたいですし、そのコンテナハウスについてもちょっとお聞きしたいと思います。

議長 輝彦さん、今は補正予算に対する関係の中身の関連だと思えますけれども、示されている数字の関係に質疑をしてもらわないとまずいのかなと思えますけれども。今のコンテナハウスの関係は病院のほうでも出てきますので、具体的に……いいですか。

副町長。

副町長 では、私のほうからちょっと答弁させていただきます。

1億2,000万ほど三次補正で国からいただきまして、今回は6,000万ほどの補正ということで提案させていただいていましたが、残りの6,000万弱は6月補正のほうに回して、その間に今いろいろ影響というか、今後の対応も考えながら検討していきたいというふうに考えています。

それから、コンテナハウスのPCR検査の関係ですが、今後どうなるか分からないという状況の中で、病院とも協議して設置しようということにしておりますけれども、以後に関してはいろいろな活用方法がありますので、岩手日報の前に岩手町でしたか、コンテナ活用するというような新聞記事も、御覧になっているかどうかあれですけれども、活用に関しては病院以外でも活用できるということも見込んだ上で、今回この交付金を活用して購入しようということにしておりますので、それだけということではなくて、いろいろ今後検討して有効に使っていききたいというふうに考えての購入ということでご理解いただきたいと思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 非常に抽象的な質問になってしまって申し訳ないのですけれども、補正ということでございますので、どうしてもやはりお聞きしたかったわけなのですけれども、今のご答弁をお聞きしても残り6,000万は6月補正だというふうなことでございます。今本当に町内、もしかすれば明かりが消えてしまうようなところもあるのではないのか、今補正で支援してあげるべきところがあるのではないかなと思っております。その部分は、ここの例えば新ビジネスとかにしっかり盛り込まれているのか、その部分お聞きして終わりたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 先ほどもお答えしたように、新ビジネスチャレンジにつきましては、まず感染症予防対策をしっかり取っていただかなければお客さんが呼べないわけですから、それに対して

要望があった方々に対して、全ての方というふうにはならないかもしれませんが、今回何とか支援をさせていただきたいと。そういった中で、誘客事業というのはまたちょっと別な話でございまして、まだ自粛されている期間、もしくは地域もある中で、なかなか非常に難しい判断だろうというふうに考えております。

そういった部分も含めて、まず今回の3月補正、もしくはそれを繰り越して新年度事業で行っていくということや、また令和3年度の予算の中で継続してやっていくことや様々取組があるということ、さらに今副町長からもありましたけれども、6月補正で3か月後にはまた新たな状況を考えながら対応させていただくということでございますので、決して現在商工業に関しましても全く何もやっていないわけではなくて、金融施策であるとか融資事業も行っておりますが、昨今は逆に無利子、無保証で借りられるような状況ではございますが、動きがなくなってきた状況でもございます。まずは、状況をしっかり考えて、お聞きして、それに対して対応させていただければというふうに考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第22号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第11号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第35、議案第23号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第23号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,160万2,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。8ページを御覧ください。2款1項3目一般被保険者療養費22万円、2款4項1目出産育児一時金42万円の増額は、療養費等に今後不足が見込まれるため増額するものです。

5款1項1目特定健康審査等事業費50万円の減額は、特定健康審査等業務委託の実績を勘案し、減額するものです。

6款1項1目財政調整基金積立金426万9,000円の増額は、財政調整基金に積み立てるものです。

8款1項2目償還金1万9,000円の増額は、保健事業に係る特別交付金の過年度返還金を計上するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧く

ださい。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税382万5,000円、2款1項1目手数料1万4,000円、7ページの7款1項1目一般被保険者延滞金12万2,000円の増額は、収入見込みから増額するものです。

6ページに戻り、3款1項1目保険給付費等交付金25万円の減額、5款1項1目一般会計繰入金28万円、5款2項1目基金繰入金23万9,000円の増額は、歳出で説明しました一般被保険者療養費、出産育児一時金及び特定健康審査等事業費の財源とするものです。

8款1項1目国庫補助金19万8,000円の増額は、災害等臨時特例補助金として国からの補助金を計上するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第23号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第36、議案第24号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第24号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,141万円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金28万円の増額は、保険基盤安定事業費確定と保険料納付金見込みにより増額するものです。

3款2項1目他会計繰出金7,000円の増額は、一般会計繰入金の超過受入れ分を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。1款1項後期高齢者医療保険料80万9,000円、2款1項1目督促手数料7,000円の増額は、保険料等の収入見込みから増額するものです。

3款1項1目一般会計繰入金52万9,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第24号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第37、議案第25号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第25号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ644万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,779万7,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,162万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、初めに保険事業勘定における補正予算の内容について、歳出から説明いたします。9ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、3節職員手当等8万円の増額は、人件費に今後不足が見込まれることから

増額するものです。

7節報償費5万2,000円、8節旅費3万円、13節使用料及び賃借料1万円の減額は、それぞれ事業費確定に伴う減額になります。

1款3項2目認定調査等費119万4,000円の減額は、認定調査に係る経費の見込額が確定したことに伴う減額になります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費100万円、10ページの2款2項1目介護予防サービス給付費30万円、7目介護予防サービス計画給付費10万円の増額は、それぞれのサービス給付費等に今後不足が見込まれるため増額するものです。

9ページに戻り、2款1項5目施設介護サービス給付費は財源の内訳を調整し、7目居宅介護福祉用具購入費30万円、10ページの2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費100万円、6目介護予防住宅改修費10万円の減額は、これまでの給付実績を勘案し、減額するものです。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、12節委託料の配食サービス業務委託料362万5,000円を減額し、今後不足が見込まれる分を加えた398万円を11ページの3款2項2目任意事業費、12節委託料に組み替えるものです。

11節役務費4万2,000円の増額は、郵便料に不足が生じるため増額するものです。

10ページに戻り、3款1項2目一般介護予防事業費242万6,000円、3目介護予防ケアマネジメント事業費70万円、11ページの3款2項2目任意事業費、12節委託料の介護政策アドバイザー業務委託料75万5,000円の減額は、委託業務等の見込みが確定したことに伴う減額になります。

3款3項1目在宅医療・介護連携推進事業費179万1,000円の減額は、在宅医療介護連携支援員の確保が見込めないことから減額するものです。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金3万

6,000円の増額は、基金に積み立てるものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。1款1項1目第1号被保険者保険料1,195万円の減額、2款1項1目督促手数料の6,000円の増額、8ページの9款1項1目第1号被保険者延滞金2万3,000円の増額は、それぞれ収入見込みから補正するものです。

6ページに戻り、3款2項国庫補助金36万7,000円の増額、4款1項支払基金交付金182万2,000円の減額、7ページの5款2項県補助金55万8,000円の減額、7款1項一般会計繰入金139万6,000円の減額、7款2項基金繰入金887万8,000円の増額は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みにより補正するものです。

6款1項1目利子及び配当金7,000円の増額は、介護給付費準備基金の利息を増額するものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。19ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費は、財源の内訳を調整するものです。

2款1項1目介護予防支援事業費53万円の減額は、歳出の介護予防サービス計画作成業務委託の実績を勘案し、減額するものです。

次に、歳入の説明ですが、18ページを御覧ください。2款1項1目一般会計繰入金101万9,000円の減額、3款1項1目繰入金48万9,000円の増額は、介護予防支援事業費等の財源調整及び繰越金の額の確定によるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋輝彦君。

6番 9ページでございます。認定調査の費用なのですけれども、見込額の決定ということでありますが、これ当初の予定どおり行われたの

かどうかをお聞きしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今回の9ページ、認定調査等費のそれぞれの減額についてのご質問についてお答えします。

認定調査員についての報酬につきましては、今会計年度任用職員ということで2名任用をお願いしております、それぞれ実績に応じて支払いをしておりますが、その方々をお願いしている件数が当初の見込みよりも少なかったということで、減額になっております。

そして、主治医意見書の作成手数料、それから訪問調査の委託料ということで、それぞれ減額しておりますが、こちらについても年度当初に更新等の申請等の件数がある程度見込んで、そしてそれを委託としてお願いをする件数を見込んでいるのですが、そちらについても件数が少し当初の見込みよりも少なかったということになっております。

議長 高橋輝彦君。

6番 調査の数が予定より少なかったということなのですが、これはいろいろ影響あるのではないのかなと思っております。保険ですので、保険の額にも影響してくるのではないのか、現状を結局調査しなければいけないわけですね。その辺影響ないのかどうか。町民の健康維持のためにも、やはり携わっている方々がいろいろいらっしゃるわけですので、その段階を結局向上させようとか、そういうのに力を注いでいることと思いますので、認定調査はしっかり予定数、いろんな理由があるのでしょうかけれども、額からすれば、何かそうすれば結構な数が予定より少なかったのかなという感じがするのですが、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 現在認定調査の更新までの時期というのがそれぞれ介護度とか、状態に応じて異なります。最大今36か月ということになっておりますので、その間にもしかしたら状態が変

われは区分変更申請ということがありますので、ある程度今三十六月最大認定期間がありますので、その分をちょっと多めに含んでこちらのほうの予算に計上しているということと、それからあと新規申請がなかなか見込めないということもありますので、年度途中で予算が不足にならないような形で、新規申請の分もある程度多く見積もった結果ということになります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第25号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第38、議案第26号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第26号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,931万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,385万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり1事業を追加し、1事業の限度を変更するものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。8ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金については、負担金の額の確定により1万6,000円を増額するものです。

1款2項1目公共下水道施設管理費、湯田分の11節役務費、通信運搬費については、今後の支払額を精査し、3万9,000円を増額するものです。

12節委託料については、事業の確定により46万7,000円を減額するものです。

14節工事請負費については、浄化センター汚泥脱水機更新工事の事業の確定により186万7,000円を減額するものです。

同じく沢内分、12節委託料については、事業の確定により83万8,000円を減額するものです。

1款2項2目合併処理浄化槽管理費、10節需用費の修繕料については、今後の支払見込額を精査し、10万7,000円を増額するものです。

11節役務費、手数料については、事業の確定に伴い82万5,000円を減額するものです。

24節積立金については、事業の確定に伴い112万7,000円を減額するものです。

1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費、10節需用費、消耗品費、14節工事請負費は、いずれも事業の確定に伴い35万4,000円、1,399万6,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、歳入の説明ですが、7ページを御覧ください。1款1項2目浄化槽事業分担金79万5,000円、3款1項1目浄化槽事業費補助金277万8,000円、4款1項1目浄化槽事業費補助

金112万7,000円、6款1項1目一般会計繰入金2,274万7,000円については、浄化槽市町村整備推進事業の事業確定に伴い財源調整を行い、それぞれ減額するものです。

2款1項1目2節、過年度分下水道使用料36万6,000円は、事業の確定により減額するものです。

9款1項1目下水道事業債は湯田浄化センター汚泥脱水機更新事業の財源として1,930万円を増額し、2目浄化槽事業債は浄化槽市町村整備推進事業の確定に伴い1,080万円を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第26号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第39、議案第27号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第27号

令和2年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,042万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、債務負担行為の補正については、第2表、債務負担行為補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。8ページを御覧ください。

1款1項2目温泉施設管理費、12節委託料91万円の減額は、公共温泉施設売却に当たって必要となる土地分筆登記業務を委託しようとしたものですが、売却に至らなかったことから減額するものです。

また、24節積立金は、基金利子の額の確定により減額するものです。

次に、歳入の説明ですが、7ページを御覧ください。1款1項1目温泉使用料253万7,000円を増額し、使用料収入の増額と歳出において委託料が減額となったことから、一般会計繰入金344万8,000円を減額し、調整するものです。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。9ページを御覧ください。今年度以降の支出予定額は、指定管理料として、3年間の上限を定め債務負担を行うものが2件、令和3年度のみ期間延長することとしたものが3件で、温泉会館指定管理料として7,408万6,000円、丑の湯指定管理料は1,450万7,000円、真昼温泉指定管理料は1,007万3,000円を債務負担行為として追加しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第27号 令和2年度西和賀町温泉事業特
別会計補正予算(第4号)についてを採決しま
す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま
した。

続いて、日程第40、議案第28号 令和2年度
町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第
4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第28号
令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補
正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支予算の
収入において、患者数の減少による入院及び外
来収益の減や人間ドック検診の受託件数の減な
どによって病院事業収益合計で1,137万4,000円
を減額し、支出につきましても診療材料費の減
や外部医師の当直応援の減による経費の減少な
どにより、病院事業費用合計で825万1,000円を
減額しようとするものです。

また、資本的収支予算につきましては、国の
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交
付金を充当して、簡易陰圧PCR検査室を整備

しようとするものです。

詳細については病院事務長から説明いたしま
すので、ご審議の上、原案のとおりご決定くだ
さいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 補正予算の内容について、引き続き
私から説明させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。第1条では、
令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補
正予算(第4号)は、次に定めるところによる
とし、第2条において業務の予定量の補正を行
っております。

第2条の(2)、年間患者数の入院分でありま
すが、当初予算では1万220人を予定したとこ
ろでしたが、12月までの実績を勘案し、この人
数を下回る見込みとなったことから、803人の
減とするものです。

外来分につきましても、当初見込みから
1,593人の減とするものです。

(4)の成人病検診、町から委託を受けてい
る人間ドックでございますが、こちらも受診者
数の減により予定量を見直すものであります。

また、(5)、主な建設改良事業につきまして
は、事業費の確定に伴う減額と追加で整備を予
定しておりますPCR検査室に係る増額であり
ます。

第3条では、収益的収入で、病院事業収益合
計で1,137万4,000円の減額に対し、病院事業費
用の減額は825万1,000円にとどまり、この結果
今年度の単年度収支でのいわゆる赤字額は
312万3,000円増の8,352万3,000円となる見込み
でございます。

第4条は、資本的収支予算において、PCR
検査室の整備などに伴い、収入、支出それぞれ
1,480万5,000円の増額を行うものであります。

2ページ、第5条は、企業債の限度額の補正
ですが、医療機器等整備事業の事業費の確定に
伴うものでございます。

第6条は、今回議会の議決事項に係る給与費

の補正を行ったことに伴い改めるものであります。

第7条は、他会計からの補助金、また第8条は地方公営企業法の規定に基づき、取得資産を予算で定めるものであります。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。12ページと13ページをお開きください。収益的支出予算の1目給与費のうち、11節報酬の減額でございますが、14節会計年度任用職員給、15節、同じく手当として予算の組替えを行うものであります。

2目材料費で1,277万6,000円の減額となっておりますが、今年度は薬剤や診療材料の単価が下がってきていることが主な理由であります。

14ページ、3目経費のうち、14節委託料479万2,000円の増額でございますが、今年度から始まった地域包括ケア病床の導入に当たって、施設基準や効率的な病床運用について、専門のコンサルティング会社から指導をいただきながら入院料の算定を行っているところでありますが、入院収益における対前年比での増収分の一定割合を委託料として支払う契約になっており、これが当初予算で見込んでいた額を上回る見通しとなったことから、今回増額をお願いするものであります。

また、7目研究研修費120万円の減額であります。例年行われております全国規模の学会や研修会等が今年度はコロナの影響でほとんど中止になっているため、参加費やその旅費を減額するものであります。

10ページにお戻りください。収益的収入の1項医業収益1,275万円の減額は、説明の冒頭で申し上げたように、入院外来の患者数の減と人間ドックの受診者数の減によるものでございます。ただし、医科外来は患者数は減っておりますが、患者1人当たりの診療単価が伸びていることから、収益については増額を見込んでいます。

11ページ、5目その他医業外収益242万

4,000円の増額は、当院の常勤医師が定期的に外部の医療機関に診療応援に出向いており、その外部医療機関から当院に支払われる診療応援手当に係るものであります。

6ページを御覧ください。資本的支出でございますが、今年度予定しておりました医療機器等の整備、更新に伴う事業費が確定したため、設備費の執行残22万円の減額と施設整備費では病室の簡易陰圧装置設置工事に係る減額を行う一方で、新型コロナウイルス等の感染症対策として、コンテナハウス型のPCR検査室を1基病院敷地内に設置する費用として1,779万2,000円の増額をお願いするものです。なお、当該設置工事につきましては、地方公営企業法第26条の規定に基づき、令和3年度に繰り越して実施することと、財源は5ページの資本的収入予算に計上しておりますが、国の第三次補正予算で措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであることを申し添えておくものであります。

なお、先ほど高橋輝彦議員がこのPCR検査室の設置について、優先度の面から疑問を呈されておりましたが、現在岩手県内での感染状況は落ち着いてはおりますが、感染症はいつでも拡大するか分からないわけで、現に昨年末近隣の医療機関で発生しました100人を超える大規模なクラスターによって、当院の診療活動にも大きな影響を受けた経緯がございます。西和賀町民の命と健康を守る最前線に構える町立病院として、感染対策に最善を尽くそうとするものでありますので、どうかこの点ご理解いただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 今事務長からも説明がありました簡易陰

圧PCR検査室でありますが、これは今回補正予算が通った場合に、めどとしていつ頃から使用ができるような状況になると考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 まず、設置場所の検討を行わなければいけませんので、雪が消えてから適当な、最もふさわしい場所に置くということで場所を決めて、それと同時に発注、契約等も行うわけですが、全国的にこの物件の引き合いが多くなってきているようでして、予算を取る段階でちょっと仕入れた情報によりますと、6月ぐらいにしか設置できないだろうという見通しを示されておりますので、早くてもそこら辺からかなというふうに思っております。

議長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから、1点だけお聞かせいただきたいと思っております。

先ほど事務長さんのほうから説明がございましたけれども、年間の患者数ということで、入院と、それから外来と減っているということで説明されておりましたけれども、その要因というか、どう把握しているのか、その辺をちょっと伺いたいと思っております。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

患者数が減っている要因をどのように分析しているかということでございますが、全体、これは入院、外来両方に言えることですが、人口が減っておりますので、当然患者も減ってきているということがまず大前提として言えるかと思っております。

それから、外来につきましては、コロナによりましてやっぱりいわゆる受診控えがあるのかなということと、それからこれは意図的に診療の回数を、間隔を延ばして、できるだけ病院に足を運ばなくて済むように処方なんかも、今まで例えば1か月処方だったものを2か月処方にして、病院に足を運ぶ回数を減らすような、そ

ういった対応も病院として、これは意図的に行っております。その関係でも外来患者数は減っているものと思っております。

それから、入院患者につきましては、これは確たる要因というもののはちょっとつかみ切れておりません。入院患者は、減ったり増えたり、これは水物でして、なかなかこれに関してはちょっとなぜ減ってきているかという分析は、詳しくはしていないというところでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第28号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第41、議案第29号 令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第29号 令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和2年度西和賀町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては水道事業収益について、

既決予定額 2 億 214 万 6,000 円から 521 万 3,000 円を減額し、収入の総額を 1 億 9,693 万 3,000 円にしようとするものです。

支出においては、水道事業費用について、既決予定額 4 億 2,211 万 8,000 円から 451 万 7,000 円を減額し、支出の総額を 4 億 1,760 万 1,000 円にしようとするものです。

2 ページを御覧ください。第 3 条では、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、建設改良費の増額により、収入及び支出ともに既決予定額 3 億 1,153 万 3,000 円に 313 万 8,000 円を増額し、収入及び支出の総額をそれぞれ 3 億 1,467 万 1,000 円にしようとするものです。

第 4 条では、配水管布設替事業の事業費の確定に伴い、企業債の限度額を 5,020 万円から 5,010 万円に変更するものです。

3 ページを御覧ください。第 5 条では、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額 3,620 万 4,000 円から 193 万 2,000 円を減額し、職員給与費の総額を 3,427 万 2,000 円にしようとするものです。

第 6 条では、他会計からの補助金の額 1,839 万 5,000 円を 1,503 万 7,000 円に改めようとするものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、収益的収入及び支出の補正予定額の内容についてご説明いたします。

10 ページを御覧ください。収入からご説明します。1 款 1 項 2 目その他の営業収益については、給水装置工事事業者指定手数料として 2 万円を減額するものです。

1 款 2 項 2 目他会計補助金については、上下水道料金システム改修業務委託料、これはいわゆるキャッシュレス化事業に係る委託料ですが、収益的収入及び支出から資本的収入及び支出に

組み替えるために、当該事業費分 335 万 8,000 円を減額するものです。

4 目雑収益については、消費税及び地方消費税還付金として 183 万 5,000 円を減額するものです。

続いて、支出についてご説明します。11 ページを御覧ください。1 款 1 項 1 目原水及び浄水費については、事業の確定、事業の精査による増減により 230 万円を減額するものです。

2 目配水及び給水費については、水道メーター交換業務の確定に伴い 5 万 8,000 円、応急給水用トラック借上料として 5 万 8,000 円をそれぞれ減額し、突発的な事故等に対応するため、配水管等修繕費として 250 万円を増額するものです。

3 目総係費については、年度末までの給与、職員手当等の見込額を精査し、期末手当として 72 万 2,000 円、勤勉手当として 126 万 4,000 円をそれぞれ減額し、賞与引当金繰入額として 1 万 4,000 円、会計年度任用職員に係る健康保険の事業主負担として 1 万 9,000 円をそれぞれ増額するものです。

また、委託料については、先ほど申し上げたとおり、事業費の組替えのために 335 万 8,000 円を減額するものです。

4 目減価償却費については、構造物の減価償却費として 71 万円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内容についてご説明します。12 ページを御覧ください。初めに、支出についてご説明します。1 款 1 項 1 目水道施設改良費については、先ほど来申し上げておりますキャッシュレス化事業に伴う上下水道料金システム改修業務委託として 335 万 8,000 円を増額するほか、中部第 1 浄水場の PLC 更新作業の確定に伴い 11 万円を減額するものです。

2 目配水管布設替事業費については、主要地方道盛岡横手線道路改良に伴う配水管布設替工事の確定により 11 万円を減額するものです。

最後に、収入についてですが、1款1項1目企業債、2項1目他会計出資金、3項2目他会計負担金については、先ほど述べました料金システム改修事業の組替え、主要地方道盛岡横手線道路改良に伴う配水管布設替工事業の確定に伴い、それぞれ補正予算の財源に充当しようとするもので、地方公営企業繰り出し基準に基づき減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第29号 令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 5時19分 散 会